

1. 本「地方公共団体金融機構債券発行概要書 発行者情報」(以下「本発行者情報概要書」といいます。)は、地方公共団体金融機構法(平成 19 年 5 月 30 日法律第 64 号。以下「機構法」といい、平成 21 年 6 月 1 日より前においては改正前の地方公営企業等金融機構法を指します。)第 40 条第 1 項に基づき発行する債券(以下「機構債券」といいます。)の発行者である地方公共団体金融機構(以下「機構」といい、平成 21 年 6 月 1 日より前においては改組前の地方公営企業等金融機構を指します。)の経理の状況、その他事業の内容に関する重要な事項及びその他の公益又は投資者保護のため必要かつ適当な事項を平成 24 年 6 月 13 日時点の情報に基づき記載しています。なお、将来に関する事項については、上記時点現在において判断したものです。
2. 機構は、機構債券のうち政府保証のない一般担保付公募債(以下「地方金融機構債」といいます。)を発行の都度、当該地方金融機構債ごとに「地方公共団体金融機構債券発行概要書 証券情報」(以下「各証券情報概要書」といいます。)を作成する予定です。各証券情報概要書には、該当する地方金融機構債に関する詳細が記載されます。地方金融機構債への投資判断にあたっては、当該各証券情報概要書も併せてご覧ください。また、本発行者情報概要書作成以後に公表すべき事項が発生した場合、各証券情報概要書に補完情報として記載することとします。
3. 機構債券については、金融商品取引法(昭和 23 年 4 月 13 日法律第 25 号。以下「金融商品取引法」といいます。)第 3 条により同法第 2 章の規定が適用されず、したがって、その募集について同法第 4 条第 1 項の規定による届出は行われていません。本発行者情報概要書は、機構法及び地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令(平成 20 年 7 月 31 日総務省令第 87 号。以下、平成 21 年 6 月 1 日より前においては改正前の地方公営企業等金融機構の財務及び会計に関する省令を指します。)に定める財務諸表、事業報告書及び決算報告書等の既存の資料を抜粋又は要約の上、機構が任意に作成したものであり、金融商品取引法に基づく法定開示書類ではありません。
4. 本発行者情報概要書には機構の財務諸表を記載していますが、これは機構法及び地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令に依拠して作成したものです。当該財務諸表は、機構法第 37 条第 1 項に基づき、監事の監査のほか、会計監査人の監査を受けておりますが、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項に規定される監査証明は受けていません。

#### 本発行者情報概要書に関する連絡場所

東京都千代田区日比谷公園 1 番 3 号

電話番号 東京 03-3539-2696

地方公共団体金融機構 資金部 資金課

## 目 次

第一部【法人情報】 .....	1
第1【法人の概況】 .....	1
1【主要な経営指標等の推移】 .....	1
2【沿革】 .....	2
3【事業の内容】 .....	3
4【従業員の状況】 .....	6
第2【事業の状況】 .....	7
1【業績等の概要】 .....	7
2【対処すべき課題】 .....	18
3【事業等のリスク】 .....	29
4【経営上の重要な契約等】 .....	31
5【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 .....	31
第3【設備の状況】 .....	33
1【設備投資等の概要】 .....	33
2【主要な設備の状況】 .....	33
3【設備の新設、除却等の計画】 .....	33
第4【機構の状況】 .....	34
1【出資金等の状況】 .....	34
2【役員の状況】 .....	34
3【コーポレート・ガバナンスの状況等】 .....	35
第5【経理の状況】 .....	39
【財務諸表等】 .....	40
(1)【財務諸表】 .....	40
①【貸借対照表】 .....	40
②【損益計算書】 .....	41
③【純資産変動計算書】 .....	42
④【キャッシュ・フロー計算書】 .....	44
⑤【附属明細表】 .....	70
(2)【決算報告書】 .....	74
(3)【主な資産及び負債の内容】 .....	76
(4)【その他】 .....	76
第6【機構の参考情報】 .....	76
監査報告書 .....	巻末

## 第一部【法人情報】

### 第1【法人の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次 決算年月	第1期 平成21年3月	第2期 平成22年3月	第3期 平成23年3月	第4期 平成24年3月
経常収益 (百万円)	291,330	558,528	539,997	511,805
経常利益 (百万円)	130,697	250,170	247,569	230,055
当期純利益 (百万円)	20,425	8,866	16,074	21,632
出資金 (百万円)	16,602	16,602	16,602	16,602
純資産額 (百万円)	53,087	60,613	69,382	93,696
総資産額 (百万円)	23,369,616	23,184,998	23,226,787	23,340,707
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	15,388	△5,520	△166,498	△43,268
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	472,635	△109,338	527,170	△304,944
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△310,332	8,532	6,696	3,830
現金及び現金同等物の 期末残高 (百万円)	255,591	149,264	516,633	172,250
職員数 (人)	79	81	83	87

(注) 1. 機構は子会社等を有していないため、連結財務諸表は作成していません。

2. 機構の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

3. 機構の第1期は平成20年8月1日から平成21年3月31日までの8カ月となっております。

なお、平成20年10月1日に、機構法附則第9条第1項の規定に基づき、公営企業金融公庫（以下、「公庫」といいます。）の一切の権利及び義務（同条第2項の規定により国が承継する資産を除く。）を承継して業務を開始しております。公庫から承継する資産及び負債の価額については、平成20年10月1日現在の時価等を基準として、総務大臣が任命する評価委員が評価した価額によることとされており、平成21年2月12日に開催された評価委員会において、承継する資産及び負債の価額が決定しております。

4. 公庫の出資金166億円（全額政府出資）については、公庫の廃止に伴い全額を国庫に返還しております。機構の出資金は、全地方公共団体（都道府県・市区町村）の出資によるものであります。

## 2【沿革】

機構は平成20年8月1日に設立され、機構法附則第9条第1項の規定に基づき、公庫の一切の権利及び義務（同条第2項の規定により国が承継する資産を除く。）を承継して、平成20年10月1日に業務を開始いたしました。

なお、参考として、公庫の「沿革」を以下にあわせて記載しております。

### (1) 地方公共団体金融機構

年月	事項
平成20年8月	機構法に基づき地方公営企業等金融機構を設立（8月1日）
平成20年10月	公庫の権利及び義務を承継し業務開始（10月1日）
平成21年6月	機構法の一部改正に伴い、地方公共団体金融機構へ改組（6月1日）

### (2) 公営企業金融公庫

年月	事項
昭和32年6月	公営企業金融公庫法に基づき設立（6月1日）
昭和35年11月	農林漁業金融公庫から委託を受け受託貸付を開始
昭和41年4月	特別利率貸付制度を創設
昭和42年9月	国庫補給金の受入れ開始
昭和45年4月	地方財政法及び公営企業金融公庫法の一部改正 （公営競技納付金制度を創設、公営企業健全化基金を設置）
昭和47年6月	公営企業金融公庫法の一部改正（地方道路公社と土地開発公社への貸付開始）
昭和53年5月	公営企業金融公庫法の一部改正 （一般会計の臨時三事業（地方道、河川等、高等学校整備）を貸付対象に追加）
昭和59年3月	外貨による公営企業債券の発行開始
平成元年6月	債券借換損失引当金制度を創設
平成2年6月	臨時特別利率制度を創設
平成9年9月	「特殊法人の整理合理化について」閣議決定（非常勤理事（1名）を追加、公営企業金融公庫運営協議会を設置、国庫補給金の段階的廃止への対応（3年間で廃止））
平成13年4月	国庫補給金を廃止 利差補てん引当金制度を創設 固定金利方式と利率見直し方式の選択制の導入 繰上償還に係る補償金制度を創設
平成13年6月	特殊法人等改革基本法成立
平成13年12月	特殊法人整理合理化計画策定、財投機関債の発行開始
平成14年12月	「道路関係四公団、国際拠点空港及び政策金融機関の改革について」閣議決定
平成17年12月	「行政改革の重要方針」閣議決定（平成20年度に公庫廃止、資本市場等を活用した仕組みのあり方、廃止に向けた移行措置のあり方等）
平成18年5月	行政改革推進法成立
平成18年6月	「政策金融に係る制度設計」政策金融改革推進本部及び行政改革推進本部決定
平成18年10月	地方六団体「公庫廃止後の新たな仕組みについての制度設計骨子案」提出
平成19年5月	機構法成立
平成19年6月	地方公共団体財政健全化法成立
平成20年3月	国の公債費負担軽減対策による補償金免除繰上償還等を実施（20年度まで）
平成20年10月	機構法に基づき解散（10月1日）

### 3【事業の内容】

#### (1) 機構の基本的な仕組み

(地方債資金の共同調達機関)

機構は、主として政府保証のない一般担保付公募債である地方公共団体金融機構債（地方金融機構債）の発行により資本市場から資金を調達し、地方公共団体に長期・低利の資金を安定的に供給することで、個々の地方公共団体による資本市場からの資金調達を補完する役割を果たしております。

平成 23 年度貸付額 1 兆 8,041 億円、平成 23 年度末貸付金残高 23 兆 3,874 億円

平成 23 年度債券発行額 2 兆 247 億 65 百万円、平成 23 年度末債券発行残高 18 兆 1,948 億 65 百万円

(注) 債券発行に係る金額は額面ベース

なお、既往の政府保証債により調達した資金の借換えのために発行する債券については、引き続き政府保証が付されております。

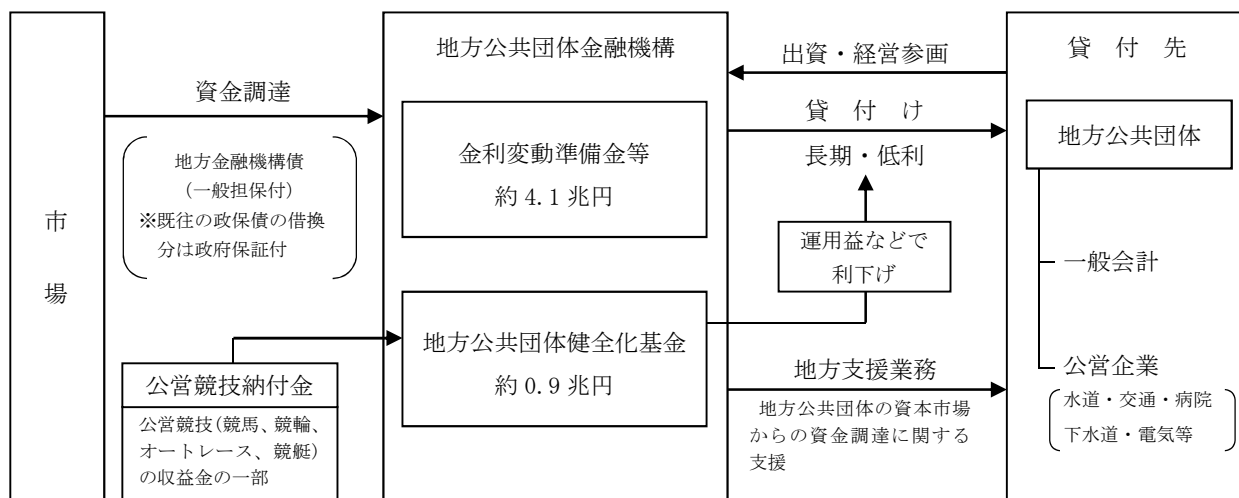
(金利変動準備金等)

機構は、地方公共団体に対して最長 30 年の長期の貸付けを行う一方で、その原資は主として 10 年債の発行により調達しているため、貸付期間と資金調達期間との間に大きな差異が生じております。そのため、債券借換え時の金利リスクへの対応に必要な財務基盤として、金利変動準備金等を設けております。

(健全化基金を活用した利下げ)

機構は、公営競技（競馬、競輪、オートレース、競艇）の施行団体から収益金の一部を受け入れて地方公共団体健全化基金に積み立てており、その運用益を用いて地方公共団体への貸付けについて利下げを行っております。

貸付業務・資金調達業務等の基本的な流れ



(計数は平成 23 年度末現在)

## (2) 業務の概要

### ① 貸付業務

#### (貸付対象)

機構の貸付先は、地方公共団体のみとなっております。

平成 21 年 6 月の地方公共団体金融機構への改組により、これまで主として公営企業債であった貸付対象を、広く一般会計債に拡充しました。具体的には、平成 21 年度においては、地域活性化事業、防災対策事業、合併特例事業及び臨時財政対策債が、平成 22 年度においては、社会福祉施設整備事業が、平成 23 年度においては、公共事業等、緊急防災・減災事業、一般事業（出資金・貸付金、負担金）が新たに貸付対象となりました。

今後とも地方公共団体の資金ニーズに適時・適切に対応していくこととしております。

なお、機構の貸付けは地方債計画に計上された公的資金として実施されるため、長期貸付の貸付対象は地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）の規定により総務大臣又は都道府県知事の同意又は許可を得た地方債に限られます。

#### (貸付けの種類)

機構の貸付業務は、地方公共団体に対し、長期、安定、低利の貸付けを「一般貸付」として実施しております。

一般貸付を貸付期間により区別すると、「長期貸付」、起債同意（許可）の見込みが確実な事業に対して長期貸付までのつなぎ資金を同意（許可）前に貸し付ける「同意・許可前貸付」及び当該年度分として収納された歳入をもって償還が行われる一時借入金の資金を貸し付ける「短期貸付」の 3 種類があります。

また、株式会社日本政策金融公庫から委託を受けて行う地方公共団体向けの「受託貸付」も行っております。

#### (貸付利率)

機構の長期の貸付利率は、基準利率、特別利率及び臨時特別利率の 3 種類があります。

基準利率は、機構が調達した貸付原資に係るキャッシュ・フローの割引現在価値と、機構の貸付けにおけるそれぞれの償還期限及び据置期間並びに償還形態ごとにこれを貸し付けた場合のそれぞれのキャッシュ・フローの割引現在価値とが等しくなるように定めた利率です。

貸付対象事業のうち、住民生活の基盤の整備のために特に必要な事業及び臨時財政対策債については、基準利率より優遇し設定する特別利率（基準利率－0.30%）、臨時特別利率（基準利率－0.35%）が適用されます。

なお、機構の貸付利率については、同一償還条件の財政融資資金利率を下限としており、特別利率及び臨時特別利率は、設立以来、財政融資資金利率と同水準となっております。

#### (償還期限)

貸付対象に応じて設定している償還期限は、従来は最長 28 年（平均約 25 年）でしたが、平成 21 年 6 月の改組を契機に、貸付対象ごとの償還期限の見直しを行い、平成 21 年度同意（許可）債からは最長 30 年とするなど、全般的に償還期限を延長しております。

#### (貸付けの審査体制)

機構では、地方債の同意（許可）手続きにより、事業の内容、適法性及び償還確実性等が確認されていることを前提に、次のとおり必要な審査を適切に実施しております。

##### ・ 貸付団体・企業の確認

貸付予定及び貸付残高を有する地方公共団体・公営企業について、地方公共団体財政健全化法に定める健全化判断比率等を用いて、各団体の財政状況と各公営企業の経営状況を把握するとともに、必要に応じ都道府県の市区町村担当課等からヒアリングを実施いたします。

##### ・ 貸付時における確認

貸付けに際して、地方公共団体からの借入申込書類に基づき、地方債の同意又は許可の有無、借入れに必要な議会の議決や予算措置等の事項について審査いたします。

##### ・ 貸付後の確認

貸付後、現地調査を行い、貸付金の使用状況及び貸付事業の実施状況の確認を行うとともに、財政状況・経営状況を把握いたします。

#### (公営競技納付金等による利下げ)

特別利率、臨時特別利率と基準利率との利差を補てんするための財源は、公営競技納付金により積み立てられた地方公共団体健全化基金の運用益及び自己財源により賄われることとなります。

公営競技納付金は、地方公共団体が行う公営競技（競輪、競馬、オートレース、競艇）の収益の均てん化を図ることを目的に、その収益の一部を公営競技施行団体から受け入れるもので、これを地方公共団体健全化基金に積み立て、その運用益等を貸付利率の引き下げの財源として活用しております。

最近の公営競技納付金等の推移は次のとおりであります。

	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
公営競技納付金(億円)	149	109	106	90	107	141	△81	85	67	38
地方公共団体健全化基金(億円)	8,558	8,606	8,676	8,739	8,843	8,997	8,947	9,069	9,158	9,198
公営競技開催権を有する団体数	316	299	293	260	225	210	210	210	206	203
納付団体数	213	212	205	190	180	161	142	85	64	61

(注) 平成20年度開催分の公営競技から、確定した決算により算定した納付金額を開催翌年度の11月30日までに一括して納付することとなったため、納付制度の切り替えにあたる平成20年度の納付金は、マイナスとなっております。

## ②地方支援業務

地方公共団体が民間金融機関等からの資金調達を効率的かつ効果的に行えるよう、地方公共団体のニーズにあわせて、人材育成、調査研究、実務支援、情報提供の4つを支援の柱とする地方支援業務を実施いたしました。

### ・ 人材育成

市町村職員中央研修所及び全国市町村国際文化研修所との共催により資金調達に関する基礎的な知識の習得を目的とした研修を6月と9月の2回開催いたしました。

また、都道府県が開催する市町村職員向けの説明会や研修等の機会を活用し、機構職員を講師として派遣する出前講座を15箇所で開催いたしました。

### ・ 調査研究

地方公共団体の資金調達に関する調査研究を行い、地方金融に関する理解を広めるとともに、その成果を地方公共団体に還元していくことを目的として、東京大学と共催でフォーラムを6回開催いたしました。

### ・ 実務支援

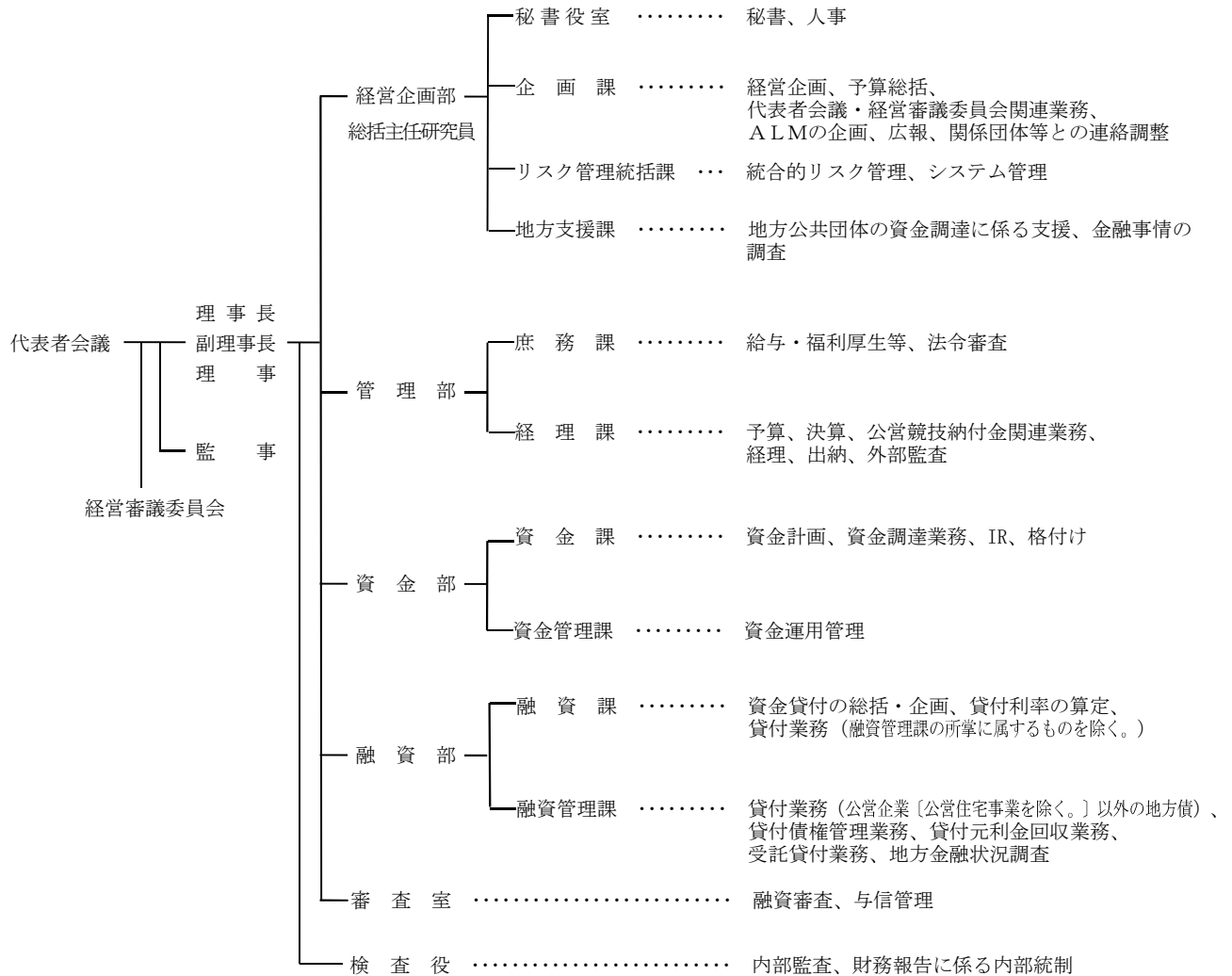
地方公共団体のニーズに応じて、借入金利のスプレッド分析などの助言や資金調達に必要な知識の習得を目的とする教育訓練支援を実施するため、金融に関する専門知識や実務経験を有する自治体ファイナンス・アドバイザーを10団体へ派遣いたしました。

また、住民参加型市場公募地方債を新たに発行する地方公共団体に対し、発行に関する助言（5団体）や、広報経費等の助成による支援（4団体）を実施いたしました。

### ・ 情報提供

地方公共団体が資金調達を行う際に有益な経済・金融データ、金融知識、参考事例をホームページ、冊子、研修などを通じて、活用方法も含め、提供いたしました。

(参考) 組織図及び事務分掌 (平成 24 年 3 月 31 日現在)



#### 4 【従業員の状況】

平成 24 年 3 月末現在における機構の職員数は、87 人となっております。なお、職員の給与については、都道府県等地方公共団体における給与改定の動向等を踏まえて改定しております。



## 第2【事業の状況】

### 1【業績等の概要】

#### ①業績

当事業年度の業績は以下のとおりであります。

(当事業年度の損益状況)

経常収益は5,118億円となりましたが、そのほとんどは貸付金利息等の資金運用収益5,116億円であります。また、経常費用は2,817億円となりましたが、その大部分は債券利息等の資金調達費用2,743億円であります。

この結果、経常利益は2,300億円となりました。

これに、公庫債権金利変動準備金から金利変動準備金への繰り入れに伴う公庫債権金利変動準備金取崩額2,200億円と、公庫時代の貸付けに係る当事業年度の利下げ所要額のうち、地方公共団体健全化基金の運用益をもって充てる部分以外の額の財源として利差補てん積立金取崩額126億円を特別利益として計上するとともに、金利変動準備金繰入額2,200億円と、公営企業債券の借換益等に係る公庫債権金利変動準備金繰入額2,210億円を特別損失として計上しております。

この結果、当事業年度の機構全体の当期純利益は216億円となっております。なお当期純利益の勘定別の内訳は、一般勘定が155億円、管理勘定が61億円となっております。

(当事業年度の貸借対照表)

資産の部につきましては、貸付金等の23兆3,407億円、負債の部につきましては債券等の23兆2,470億円、純資産総額につきましては地方公共団体出資金等936億円を計上しております。

(キャッシュ・フローの状況)

当事業年度につきましては、営業活動によるキャッシュ・フローが432億円の支出、投資活動によるキャッシュ・フローは3,049億円の支出、財務活動によるキャッシュ・フローは38億円の収入となりました。

この結果、現金及び現金同等物の当事業年度末残高は1,722億円となりました。

#### ②貸付業務の概要

(地方債計画の概要)

平成23年度地方債計画は、極めて厳しい地方財政の状況の下で、地域に必要なサービスを確実に提供できるよう地方財源の不足に対処するための措置を講じるとともに、地方公共団体が、必要性の高い分野への重点的な投資を行えるよう、公的資金の重点化と市場における地方債資金の調達を引き続き推進しつつ、所要の地方債資金の確保を図ることとして策定されました。

また、地方公共団体が東日本大震災に対する必要な対策を速やかに講じられるよう、国の平成23年度補正予算(第1号)等に対応し、平成23年5月2日に改定されました。

さらに、東日本大震災を教訓として、全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災、減災等のための事業等に対し地方公共団体が十分に対応できるよう、国の平成23年度補正予算(第3号)等に対応し、平成23年12月2日に改定されました。

その結果、平成23年度の地方債計画は、総額14兆9,139億円規模とされ、そのうち一般会計債は5兆9,903億円、公営企業債は2兆3,443億円、公営企業借換債は300億円、臨時財政対策債は6兆1,593億円が計上されました。

地方債計画における機構資金の額は、一般会計債、公営企業債、公営企業借換債及び臨時財政対策債について、2兆1,629億円が計上されました。

(貸付計画)

平成23年度の貸付計画は、1兆8,431億円(当年度分7,499億円、過年度分1兆932億円)といたしました。

(貸付けの概況)

・長期貸付及び同意・許可前貸付

長期貸付については、8,497件、1兆8,041億22百万円(当年度分8,464億70百万円、過年度分9,576億52百万円)の貸付けを行いました。

団体種別貸付状況は、市及び特別区に対するものが最も多く、57.1%を占めております。

同意・許可前貸付については、1件、12億32百万円の貸付けを行いました。

・短期貸付

短期貸付については、貸付けを行わなかったところであります。

- ・受託貸付（公有林整備事業及び草地開発事業への貸付け）

株式会社日本政策金融公庫から委託を受けて行った受託貸付については、26億76百万円の貸付けを行いました。

（元利金回収及び貸付残高の状況）

貸付金及び利息の回収は、原則として、半年賦元利均等償還（交通事業の地下鉄事業特例債については半年賦元金均等償還、地域開発事業の臨海土地造成、内陸工業用地等造成に係るものについては満期一括償還）の方法により、毎年度9月20日及び3月20日に行っております。平成23年度の回収状況は、長期貸付については、定期償還として元金394,483件、1兆5,020億45百万円、利息464,769件、5,098億41百万円を収納しました。

なお、東日本大震災により被災した団体に対して行った払込期日の延長措置に係る元利償還金（22年度末時点で、16団体25億43百万円）については、平成23年9月20日までに全額償還されています。

また、繰上償還として元金2,756件、1,465億22百万円及びこれに伴う利息1,366件、5百万円を収納しました。

繰上償還の理由は、平成23年度公債費負担対策によるもの、東日本大震災により全部又は一部の財産が滅失したものに係るもの及び旧公庫資金により取得した資産の処分に伴うもの等であります。

このほか同意（許可）前貸付については、利息2件、3百万円を収納しました。

平成24年3月末における公社貸付を含む長期貸付残高は230,598件、22兆3,874億11百万円で、その事業別長期残高は12ページの表のとおりであります。

また、平成24年3月末における受託貸付残高は24,828件、3,406億9百万円であります。

## 平成 23 年度地方債計画資金区分（第 2 次改定後）

（単位：億円）

項 目	平成 23 年度地方債計画			
	合計	財政融資	地方公共団体 金融機構	民間等
一 一般会計債				
1 公共事業等	20,561	7,146	1,305	12,110
2 公営住宅建設事業	2,327	1,328	501	498
3 災害復旧事業	4,787	4,787		
4 緊急防災・減災事業	4,941	2,986	1,955	
5 教育・福祉施設等整備事業	3,978	1,963	123	1,892
(1) 学校教育施設等	1,385	726		659
(2) 社会福祉施設	215		123	92
(3) 一般廃棄物処理	1,000	841		159
(4) 一般補助施設等	778	396		382
(5) 施設（一般財源化分）	600			600
6 一般単独事業	16,607		3,290	13,317
(1) 一般	4,846		531	4,315
(2) 地域活性化	500		119	381
(3) 防災対策	987		236	751
(4) 地方道路等	2,474		543	1,931
(5) 旧合併特例	7,800		1,861	5,939
7 辺地及び過疎対策事業	3,312	2,962		350
(1) 辺地対策	412	412		
(2) 過疎対策	2,900	2,550		350
8 公共用地先行取得等事業	490			490
9 行政改革推進	2,800			2,800
10 調整	100			100
計	59,903	21,172	7,174	31,557
二 公営企業債				
1 水道事業	3,684	1,787	1,522	375
2 工業用水道事業	221		136	85
3 交通事業	2,357	561	848	948
4 電気事業・ガス事業	65		65	
5 港湾整備事業	561	199	47	315
6 病院事業・介護サービス事業	2,904	959	834	1,111
7 市場事業・と畜場事業	227		75	152
8 地域開発事業	1,567			1,567
9 下水道事業	11,749	3,872	4,015	3,862
10 観光その他事業	108		13	95
計	23,443	7,378	7,555	8,510
合計	83,346	28,550	14,729	40,067
三公営企業借換債	300		300	
四 臨時財政対策債	61,593	17,860	6,600	37,133
五 退職手当債	3,900			3,900
総計	149,139	46,410	21,629	81,100

平成 23 年度事業別貸付状況

(単位：百万円、%)

区 分	貸付計画額	貸 付 額			
		当年度分	過年度分	総 額	構成比
一般会計債					
公共事業等	3,900	136	-	136	0.0
公営住宅事業	18,200	21	16,033	16,055	0.9
緊急防災・減災事業	-	2	-	2	0.0
社会福祉施設整備事業	12,600	1,158	13,296	14,454	0.8
一般事業	20,800	-	8,458	8,458	0.5
地域活性化事業	12,500	457	8,442	8,898	0.5
防災対策事業	21,900	572	26,664	27,236	1.5
合併特例事業	172,500	12,456	175,515	187,971	10.4
地方道路等整備事業	176,300	569	132,311	132,880	7.4
計	438,700	15,369	380,719	396,088	22.0
臨時財政対策債	729,800	436,779	300,996	737,775	40.9
(一般会計債等分計)	1,168,500	452,149	681,715	1,133,863	62.8
公営企業債					
水道事業(上水道)	110,300	105,032	18,764	123,796	6.9
(簡易水道)	13,000	3,761	9,094	12,854	0.7
交通事業(一般交通)	6,200	771	-	771	0.0
(都市高速鉄道)	69,600	32,069	10,975	43,044	2.4
病院事業	66,600	51,363	5,995	57,359	3.2
下水道事業	341,600	101,614	217,969	319,583	17.7
工業用水道事業	11,600	8,570	1,139	9,708	0.5
電気事業(水力発電を除く)	2,100	-	-	-	0.0
(水力発電)	400	1,039	192	1,231	0.1
ガス事業	2,600	2,174	610	2,783	0.2
介護サービス事業	200	612	2,765	3,377	0.2
市場事業	14,900	5,365	2,875	8,240	0.5
と畜場事業	1,000	120	720	840	0.0
駐車場事業	200	-	2,027	2,027	0.1
小 計	640,300	312,489	273,125	585,614	32.5
港湾整備事業	3,700	146	2,752	2,898	0.2
観光施設事業・産業廃棄物処理事業	600	-	61	61	0.0
小 計	4,300	146	2,813	2,959	0.2
計	644,600	312,635	275,938	588,573	32.6
公営企業借換債	30,000	59,163	-	59,163	3.3
被災施設借換債	-	22,523	-	22,523	1.2
合 計	1,843,100	846,470	957,652	1,804,122	100.0

(注) 各項目ごとに四捨五入しているために計が合わないことがあります。

平成 23 年度団体種別貸付状況

(単位：百万円、%)

区分	平成 23 年度貸付額	
	金額	構成比
都道府県	412,458	22.9
政令指定都市	195,440	10.8
市及び特別区	1,030,148	57.1
町村	141,176	7.8
企業団・組合等	24,900	1.4
計	1,804,122	100.0

(注) 各項目ごとに四捨五入しているために計が合わないことがあります。

平成23年度貸付金回収状況

(単位：件、百万円)

区分	元金		利息	
	件数	金額	件数	金額
長期貸付定期償還				
一般貸付	393,499	1,485,418	463,760	506,900
公社貸付	984	16,627	1,009	2,941
計	394,483	1,502,045	464,769	509,841
長期貸付繰上償還				
一般貸付	2,736	143,513	1,355	5
公社貸付	20	3,009	11	0
計	2,756	146,522	1,366	5
同意(許可)前貸付償還	-	-	2	3
短期貸付償還	-	-	-	-
計	397,239	1,648,567	(2)	(3)
			466,135	509,847

- (注) 1. 項目ごとに四捨五入しているために計が合わないことがあります。  
 2. 括弧書きは、平成23年度同意(許可)前貸付の回収利息であり、外書としております。

平成23年度末事業別長期貸付残高

(単位：百万円、%)

事業名	金額	構成比	事業名	金額	構成比
公共事業等	136	0.0	電気事業	54,166	0.2
公営住宅事業	518,326	2.3	ガス事業	39,521	0.2
緊急防災・減災事業	2	0.0	介護事業	25,648	0.1
社会福祉施設整備事業	15,671	0.1	市場事業	83,507	0.4
一般事業	21,113	0.1	と畜場整備事業	6,292	0.0
臨時河川等整備事業	180,245	0.8	駐車場整備事業	69,316	0.3
臨時高等学校整備事業	67,136	0.3	港湾整備事業	89,507	0.4
地方道路等整備事業	257,381	1.2	観光施設事業	5,541	0.0
臨時地方道整備事業	3,450,547	15.4	産業廃棄物処理事業	7,234	0.0
地域活性化事業	18,908	0.1	地域開発事業	20,595	0.1
防災対策事業	45,686	0.2	臨時財政対策債	1,951,474	8.7
合併特例事業	378,024	1.7	一般貸付計	22,267,018	99.5
水道事業	3,988,314	17.8	道路公社	120,393	0.5
一般交通事業	15,879	0.1	公社貸付計	120,393	0.5
高速鉄道事業	1,343,886	6.0	合計	22,387,411	100.0
病院事業	608,055	2.7			
下水道事業	8,768,382	39.2			
工業用水道事業	236,528	1.1			

- (注) 項目ごとに四捨五入しているために計が合わないことがあります。

平成 23 年度末の都道府県別貸付残高

(単位：件、百万円)

	都道府県		市		町村		企業団等		道路公社		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
北海道	269	243,437	5,000	769,333	7,762	217,553	299	25,077	-	-	13,330	1,255,400
青森	222	48,991	1,890	232,968	1,376	47,119	103	13,737	1	1	3,592	342,817
岩手	233	69,885	2,684	264,468	786	32,439	70	3,719	-	-	3,773	370,511
宮城	417	128,060	4,438	383,515	2,522	62,211	115	10,708	17	2,077	7,509	586,571
秋田	224	36,706	4,474	216,123	1,157	16,545	1	18	-	-	5,856	269,392
山形	263	74,701	2,620	201,200	1,888	39,387	125	2,720	10	121	4,906	318,129
福島	336	60,067	3,478	272,697	2,994	64,408	186	24,933	3	299	6,997	422,405
茨城	470	113,390	6,015	357,956	1,261	38,090	195	19,154	4	792	7,945	529,382
栃木	191	49,518	3,220	234,261	823	26,602	4	3,654	12	855	4,250	314,889
群馬	284	69,265	3,551	208,019	1,744	40,674	23	5,781	-	-	5,602	323,738
埼玉	226	228,012	5,344	530,037	1,591	46,091	224	18,356	16	1,895	7,401	824,390
千葉	439	143,610	4,242	503,268	785	21,384	391	52,891	12	2,922	5,869	724,075
東京	144	214,418	1,723	228,421	205	5,827	22	16,189	-	-	2,094	464,855
神奈川	224	149,655	2,514	895,751	848	29,539	79	122,246	-	-	3,665	1,197,191
新潟	260	51,759	8,140	495,606	853	20,568	139	14,383	-	-	9,392	582,315
富山	289	52,996	3,524	247,468	466	23,243	127	12,418	18	974	4,424	337,099
石川	188	33,894	2,689	232,786	1,137	43,985	11	1,600	9	672	4,034	312,936
福井	262	61,262	2,019	121,000	925	18,926	69	4,434	1	2	3,276	205,625
山梨	149	51,866	3,094	125,186	1,070	18,607	146	6,557	2	279	4,461	202,495
長野	243	57,682	4,256	334,407	3,007	82,277	160	10,935	21	2,058	7,687	487,359
岐阜	185	106,622	4,266	246,773	1,141	36,104	1	25	-	-	5,593	389,524
静岡	367	93,367	4,605	397,652	568	19,041	73	13,574	19	1,463	5,632	525,097
愛知	305	203,712	5,097	752,627	809	24,146	118	7,367	56	41,604	6,385	1,029,455
三重	407	111,134	3,775	261,680	994	29,411	28	3,230	3	26	5,207	405,481
滋賀	226	68,856	4,012	238,732	525	13,506	69	4,286	8	561	4,840	325,941
京都	216	55,702	3,175	456,972	925	26,185	4	3,238	15	1,692	4,335	543,788
大阪	125	94,335	4,594	1,364,985	721	24,877	249	76,870	64	17,359	5,753	1,578,425
兵庫	315	278,361	7,041	878,915	1,683	76,157	467	78,584	71	13,511	9,577	1,325,527
奈良	261	112,450	2,168	139,006	1,619	44,958	2	228	5	2,552	4,055	299,194
和歌山	119	23,007	1,358	149,295	1,070	43,762	20	2,008	-	-	2,567	218,072
鳥取	215	35,921	1,284	97,617	1,800	48,336	21	835	-	-	3,320	182,709
島根	211	80,972	2,378	203,281	309	9,105	40	1,823	-	-	2,938	295,180
岡山	313	130,505	4,630	393,161	1,263	34,538	104	27,760	-	-	6,310	585,964
広島	376	114,305	4,236	549,566	906	30,547	2	909	17	9,419	5,537	704,745
山口	443	77,747	4,140	223,694	508	13,103	141	10,950	-	-	5,232	325,494
徳島	205	51,233	1,230	91,381	727	24,009	3	153	-	-	2,165	166,776
香川	245	34,204	2,083	109,298	774	18,552	6	680	-	-	3,108	162,734
愛媛	139	24,445	2,284	195,783	570	19,949	10	567	-	-	3,003	240,743
高知	152	54,377	1,313	123,574	559	16,374	4	12,189	5	140	2,033	206,654
福岡	115	81,529	4,130	867,434	1,642	80,347	239	24,538	32	17,486	6,158	1,071,334
佐賀	45	22,539	1,460	136,122	547	28,116	108	14,997	2	31	2,162	201,805
長崎	155	42,300	2,599	245,219	567	17,826	17	1,691	11	678	3,349	307,715
熊本	184	44,362	2,771	228,149	1,415	41,588	25	2,441	11	245	4,406	316,784
大分	130	35,487	2,150	148,221	131	4,102	-	-	-	-	2,411	187,810
宮崎	188	55,122	2,018	162,254	691	21,470	3	163	-	-	2,900	239,009
鹿児島	171	103,943	2,310	175,438	731	17,882	5	1,129	6	682	3,223	299,074
沖縄	226	66,324	1,297	95,738	779	16,920	34	1,821	-	-	2,336	180,803
合計	11,372	4,142,034	157,319	15,787,035	57,174	1,676,382	4,282	661,566	451	120,393	230,598	22,387,411

(注) 1. 東京の「市」欄には特別区に対する貸付け（119件、36,117百万円）を含みます。  
 2. 四捨五入により計が一致しないことがあります。

### ③資金調達状況

平成23年度における地方金融機構債の発行総額は1兆119億5百万円（額面）であり、その内訳は10年債4,000億円、20年債1,700億円、5年債800億円、FLIP 2,935億円、ユーロMTNプログラム684億5百万円（円換算後）となっております。なお、地方公務員共済組合連合会の引受による債券の発行額は10年債3,000億円（額面）となっております。また、長期借入金300億円を行っております。

また、公庫から承継した債券の管理を円滑に行うため、既往の政府保証債の借換えについて、政府保証債10年債5,128億60百万円（額面）、同6年債2,000億円（額面）を発行しました。

この結果、平成23年度末において、機構債券の発行残高は、18兆1,948億65百万円（額面）、長期借入金の借入残高は300億円となっております。

なお、平成23年度の機構債券の発行条件等は、以下のとおりであります。

（注）FLIP（Flexible Issuance Program：柔軟な起債運営）

FLIPは、証券会社を通じてもたらされた投資家のニーズに対し、発行額や発行年限等について柔軟に対応し、一定枠の債券を機動的に発行するものです。

（注）ユーロMTNプログラム

ユーロMTNプログラムとは、ユーロ市場におけるMTN（Medium Term Note）プログラムであり、あらかじめ発行体とディーラーとの間で債券発行の大枠に関する法的書類について合意・作成しておき、個別の債券発行に際しては、発行価格、償還期限、利率等の条件決定のみを行うことで債券発行を行うことができるプログラムです。

また、ユーロMTNプログラムによる調達資金はスワップ取引を用いて、すべて円建てに戻しております。

### 平成23年度債券発行状況

（地方金融機構債（公募国内債））

区分 回号	年限	発行額 (億円)	表面利率 (%)	発行価額 (円)	払込日 (平成年月日)	満期日 (平成年月日)
第23回	10年	400	1.418	100.00	23. 4. 21	33. 4. 28
第24回	10年	300	1.208	100.00	23. 5. 26	33. 5. 28
第25回	10年	350	1.178	100.00	23. 6. 27	33. 6. 28
第26回	10年	300	1.149	100.00	23. 7. 25	33. 7. 28
第27回	10年	300	1.034	100.00	23. 8. 18	33. 8. 27
第28回	10年	300	1.048	100.00	23. 9. 20	33. 9. 28
第29回	10年	300	1.025	100.00	23.10.24	33.10.28
第30回	10年	300	1.035	100.00	23.11.17	33.11.26
第31回	10年	300	1.067	100.00	23.12.19	33.12.28
第32回	10年	350	0.991	100.00	24. 1. 26	34. 1. 28
第33回	10年	400	1.035	100.00	24. 2. 20	34. 2. 28
第34回	10年	400	1.010	100.00	24. 3. 19	34. 3. 28
第14回	20年	300	2.187	100.00	23. 4. 27	43. 4. 28
第15回	20年	350	2.030	100.00	23. 6. 9	43. 6. 27
第16回	20年	200	1.846	100.00	23. 8. 18	43. 8. 28
第17回	20年	200	1.870	100.00	23. 9. 20	43. 9. 26
第18回	20年	200	1.781	100.00	23.10.24	43.10.28
第19回	20年	200	1.840	100.00	23.12.19	43.12.26
第20回	20年	250	1.800	100.00	24. 1. 26	44. 1. 28
第5回	5年	200	0.510	100.00	23. 5. 26	28. 5. 27
第6回	5年	200	0.435	100.00	23. 7. 25	28. 7. 28



第 7 回	5 年	200	0.385	100.00	23.11.17	28.11.28
第 8 回	5 年	200	0.384	100.00	24. 2.20	29. 2.28
F 57 回	9 年	200	1.297	100.00	23. 4.27	32. 6.19
F 58 回	9 年	30	1.203	100.00	23. 4.27	32. 4.28
F 59 回	19 年	60	2.164	100.00	23. 4.27	42. 8.27
F 60 回	14 年	100	1.715	100.00	23. 5.10	37. 5.20
F 61 回	30 年	30	2.334	100.00	23. 5.10	53. 4.26
F 62 回	13 年	100	1.491	100.00	23. 5.31	36. 5.28
F 63 回	14 年	30	1.579	100.00	23. 5.31	37. 6.20
F 64 回	15 年	50	1.683	100.00	23. 5.31	38. 5.28
F 65 回	14 年	30	1.583	100.00	23. 6. 6	37. 2.20
F 66 回	15 年	30	1.649	100.00	23. 6. 6	37.12.19
F 67 回	16 年	30	1.805	100.00	23. 6. 6	39. 6. 4
F 68 回	30 年	30	2.243	100.00	23. 6. 6	53. 3.19
F 69 回	9 年	200	1.027	100.00	23. 7.28	32. 9.18
F 70 回	7 年	200	0.673	100.00	23.10.26	30.12.20
F 71 回	16 年	50	1.637	100.00	23.10.27	39.10.28
F 72 回	12 年	60	1.274	100.00	23.10.27	35.10.27
F 73 回	15 年	30	1.569	100.00	23.10.31	39. 2.19
F 74 回	7 年	50	0.663	100.00	23.10.31	31. 3.20
F 75 回	12 年	80	1.244	100.00	23.10.31	35.10.20
F 76 回	14 年	40	1.448	100.00	23.10.31	37.10.28
F 77 回	15 年	35	1.519	100.00	23.10.31	38.10.20
F 78 回	13 年	30	1.331	100.00	23.11. 7	36.12.20
F 79 回	15 年	60	1.507	100.00	23.11. 7	38.11. 6
F 80 回	17 年	55	1.658	100.00	23.11. 7	40.11. 7
F 81 回	8 年	45	0.761	100.00	23.11.14	31.11.14
F 82 回	13 年	30	1.381	100.00	23.11.14	36.11.20
F 83 回	15 年	30	1.571	100.00	23.11. 7	39. 3.19
F 84 回	16 年	100	1.640	100.00	23.12.20	39.12.17
F 85 回	16 年	100	1.630	100.00	23.12.26	39.12.22
F 86 回	7 年	200	0.631	100.00	24. 1.31	31. 1.31
F 87 回	12 年	30	1.259	100.00	24. 1.31	36. 2.28
F 88 回	15 年	60	1.546	100.00	24. 1.31	39. 1.28
F 89 回	15 年	30	1.602	100.00	24. 1.31	39. 8.20
F 90 回	16 年	30	1.609	100.00	24. 1.31	40. 1.28
F 91 回	7 年	45	0.602	100.00	24. 2. 2	30.12.20
F 92 回	12 年	30	1.259	100.00	24. 2. 2	36. 3.19
F 93 回	25 年	30	1.944	100.00	24. 2. 2	48. 9.26
F 94 回	7 年	30	0.597	100.00	24. 2. 2	31. 1.30
F 95 回	13 年	70	1.336	100.00	24. 2. 6	37. 2. 6
F 96 回	15 年	30	1.546	100.00	24. 2. 2	39. 1.29
F 97 回	13 年	30	1.345	100.00	24. 2. 7	37. 6.20

F 98 回	16 年	40	1.583	100.00	24. 2. 7	40. 3. 17
F 99 回	7 年	30	0.554	100.00	24. 2. 28	31. 2. 28
F 100 回	11 年	30	1.111	100.00	24. 3. 7	35. 3. 7
F 101 回	12 年	30	1.220	100.00	24. 3. 6	36. 3. 6
F 102 回	16 年	30	1.620	100.00	24. 3. 6	40. 3. 7
F 103 回	12 年	30	1.205	100.00	24. 3. 7	36. 3. 19
F 104 回	13 年	40	1.314	100.00	24. 3. 7	37. 3. 7
F 105 回	12 年	30	1.210	100.00	24. 3. 12	36. 3. 19
F 106 回	12 年	30	1.259	100.00	24. 3. 27	36. 3. 19
F 107 回	13 年	30	1.388	100.00	24. 3. 27	37. 3. 19
F 108 回	15 年	45	1.580	100.00	24. 3. 28	39. 3. 19
F 109 回	16 年	40	1.675	100.00	24. 3. 28	40. 6. 20

償還方法：満期一括償還

(地方金融機構債 (ユーロ MTN プログラムによる債券))

区分 回号	年限	発行額		表面利率 (%)	発行価額 (%)	発行日 (平成年月日)	満期日 (平成年月日)
		現地通貨	円換算後 (億円)※				
第 1 回	5 年	105 百万米 \$	81	3m USD Libor + 73bp	100.00	24. 1. 17	29. 1. 17
第 2 回	5 年	40 百万米 \$	31	2.0350%	100.00	24. 1. 12	29. 1. 12
第 3 回	5 年	57 百万米 \$	44	2.0000%	100.00	24. 1. 17	29. 1. 17
第 4 回	5 年	35 百万米 \$	27	3m USD Libor + 75bp	100.00	24. 1. 17	29. 1. 17
第 5 回	5 年	30 百万米 \$	23	3m USD Libor + 75bp	100.00	24. 1. 19	29. 1. 19
第 6 回	5 年	51 百万米 \$	39	3m USD Libor + 70bp	100.00	24. 1. 18	29. 1. 18
第 7 回	5 年	20 百万米 \$	15	2.0000%	100.00	24. 1. 23	29. 1. 23
第 8 回	5 年	20 百万米 \$	15	3m USD Libor + 73bp	100.00	24. 1. 23	29. 1. 23
第 9 回	5 年	20 百万米 \$	15	3m USD Libor + 70bp	100.00	24. 1. 19	29. 1. 19
第 10 回	5 年	20 百万米 \$	15	3m USD Libor + 75bp	100.00	24. 1. 18	29. 1. 18
第 11 回	5 年	40 百万 NZ \$	24	3m NZD-BBR-FRA + 113bp	100.00	24. 1. 24	29. 1. 24
第 12 回	5 年	20 百万米 \$	15	3m USD Libor + 69bp	100.00	24. 1. 26	29. 1. 26
第 13 回	5 年	20 百万米 \$	15	3m USD Libor + 70bp	100.00	24. 1. 24	29. 1. 24
第 14 回	5 年	25 百万米 \$	20	1.8400%	100.00	24. 3. 1	29. 3. 1
第 15 回	7 年	20 百万米 \$	16	2.4000%	100.00	24. 3. 1	31. 3. 1
第 16 回	5 年	25 百万米 \$	20	1.8725%	100.00	24. 3. 1	29. 3. 1
第 17 回	5 年	30 百万米 \$	24	3m USD Libor + 70bp	100.00	24. 3. 1	29. 3. 1
第 18 回	5 年	25 百万米 \$	20	3m USD Libor + 70bp	100.00	24. 3. 1	29. 3. 1
第 19 回	5 年	20 百万米 \$	16	1.8900%	100.00	24. 3. 1	29. 3. 1

第20回	5年	40百万米\$	32	3m USD Libor + 70bp	100.00	24. 3. 6	29. 3. 6
第21回	5年	30百万米\$	24	3m USD Libor + 70bp	100.00	24. 3. 6	29. 3. 6
第22回	5年	25百万米\$	20	3m USD Libor + 70bp	100.00	24. 3. 6	29. 3. 6
第23回	5年	30百万米\$	24	3m USD Libor + 70.5bp	100.00	24. 3. 6	29. 3. 6
第24回	5年	30百万米\$	24	3m USD Libor + 70bp	100.00	24. 3. 8	29. 3. 8
第25回	5年	30百万米\$	24	3m USD Libor + 70bp	100.00	24. 3. 6	29. 3. 6
第26回	5年	20百万豪\$	17	3m AUD - BBR - BBSW + 115bp	100.00	24. 3. 13	29. 3. 13
第27回	5年	30百万米\$	24	3m USD Libor + 70bp	100.00	24. 3. 8	29. 3. 8
第28回	5年	20百万米\$	16	1.8500%	100.00	24. 3. 13	29. 3. 13

※ 円換算後の発行額は回号ごとに億円未満を四捨五入した金額です。

償還方法：満期一括償還

(地方公務員共済組合連合会による引受)

区分 回号	年限	発行額 (億円)	表面利率 (%)	発行価額 (円)	払込日 (平成年月日)	満期日 (平成年月日)
A号第15回	10年	400	1.46	100.00	23. 4. 21	33. 4. 21
A号第16回	10年	400	1.25	100.00	23. 5. 26	33. 5. 26
A号第17回	10年	300	1.19	100.00	23. 6. 27	33. 6. 25
A号第18回	10年	300	1.17	100.00	23. 7. 25	33. 7. 23
A号第19回	10年	300	1.12	100.00	23. 8. 18	33. 8. 18
A号第20回	10年	200	1.07	100.00	23. 9. 20	33. 9. 17
A号第21回	10年	200	1.06	100.00	23. 10. 24	33. 10. 22
A号第22回	10年	100	1.05	100.00	23. 11. 17	33. 11. 17
A号第23回	10年	100	1.09	100.00	23. 12. 19	33. 12. 17
A号第24回	10年	100	1.03	100.00	24. 1. 26	34. 1. 26
A号第25回	10年	200	1.06	100.00	24. 2. 20	34. 2. 18
A号第26回	10年	400	1.04	100.00	24. 3. 19	34. 3. 18

償還方法：満期一括償還

(政府保証国内債)

区分 回号	年限	発行額 (億円)	表面利率 (%)	発行価額 (円)	払込日 (平成年月日)	満期日 (平成年月日)
第23回	10年	400	1.3	99.70	23. 4. 18	33. 4. 16
第24回	10年	400	1.1	99.35	23. 5. 25	33. 5. 25
第25回	10年	400	1.2	100.00	23. 6. 14	33. 6. 14
第26回	10年	400	1.1	99.15	23. 7. 19	33. 7. 16
第27回	10年	400	1.0	99.30	23. 8. 15	33. 8. 13

第28回	10年	550	1.0	99.10	23. 9.14	33. 9.14
第29回	10年	400	1.0	99.85	23.10.18	33.10.18
第30回	10年	400	1.0	99.50	23.11.15	33.11.15
第31回	10年	400	1.1	100.00	23.12.14	33.12.14
第32回	10年	400	0.9	99.25	24. 1.25	34. 1.25
第33回	10年	400	0.9	99.20	24. 2.15	34. 2.15
第34回	10年	578.6	0.9	99.15	24. 3.14	34. 3.14
第1回	6年	500	0.4	99.88	23. 9.27	29. 9.27
第2回	6年	500	0.4	100.05	23.11.29	29.11.29
第3回	6年	500	0.4	99.94	24.01.30	30. 1.30
第4回	6年	500	0.4	100.05	24.03.26	30. 3.26

償還方法：満期一括償還

#### 平成23年度借入状況

(借入金)

区分	当期首残高 (億円)	当期末残高 (億円)	平均利率 (%)	返済期限 (平成年月日)
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く)	-	300	0.69	31. 3.26

## 2【対処すべき課題】

機構は、「地方の、地方による、地方のための地方債資金共同調達機関」として、次の3つの方針を経営の基本に据え、業務を遂行することとしております。

(1) 地方共同法人にふさわしいガバナンス（企業統治）の確保

地方自らが責任をもって自律的・主体的に経営を行う体制を確立するとともに、適切なリスク管理や経営審議委員会及び会計監査人によるチェックを通じて経営のガバナンスを確保することを目指します。

(2) 地方の金融ニーズへの積極的な対応

地方公共団体に対する長期・低利資金の安定的な供給を基本とし、地方債を取り巻く環境の変化や地方公共団体の金融ニーズを的確に把握し、これらに対応したサービスを、積極的かつきめ細かに展開することを目指します。

(3) 資本市場における確固たる信認の獲得

適切なリスク管理の下、健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場に対する説明責任を的確に果たすことにより、資本市場における確固たる信認を獲得し、有利な資金調達を安定的に実現することを目指します。また、公共債市場における基幹的な発行体として、資本市場の健全な発展に貢献します。

これを踏まえた、平成24年度経営計画並びに平成24年度事業計画、資金計画、予算及び収支に関する中期的な計画の抜粋については、下記のとおりであります。

## ①平成 24 年度経営計画

平成 24 年度は、我が国経済が、東日本大震災の復興需要の牽引により緩やかに回復していくことが見込まれる一方、国際的には、欧州政府債務危機をはじめ多くの不透明なリスク要因が存在している。このような中で、被災地の復旧・復興を加速し、原発事故を収束させ、日本経済の再生を図ることが、我が国の大きな課題となっている。

機構についても、東日本大震災からの復旧・復興や全国的な防災・減災事業の推進に積極的な対応が求められており、平成 24 年度地方債計画における機構資金の規模及び構成比は、機構設立以来最大となった。また、順調な経営状況を踏まえ、公庫債権金利変動準備金について、平成 24 年度からの 3 年間で 1 兆円を目途として、法律の規定に基づき国庫納付を行い、地方交付税を通じて地方財政に貢献することとなった。

こうした状況を踏まえ、平成 24 年度の機構の経営については、経営理念に基づき、震災復旧・復興や防災・減災をはじめとする多様な事業への貸付けや貸付条件の改善など、地方のニーズに積極的に対応していくこととしている。また、これら貸付けに必要な資金については、国内外の市場で多様な手法を活用し、低コストで安定的な調達を行うように努める。併せて、平成 23 年度から本格展開を始めた地方支援業務を充実するとともに、業務・システムの抜本的見直しなどにより効率的な体制の確立を進め、「地方の、地方による、地方のための」機関としてその使命を十分に果たすことを目指す。

### I 平成 24 年度の貸付けについて

#### 1. 基本的な考え方

地方公共団体による資本市場からの資金調達を効率的かつ効果的に補完するため、地方公共団体の地方債につき、長期かつ低利の資金を融通し、もって地方公共団体の財政の健全な運営及び住民福祉の増進に寄与する。

特に、東日本大震災からの復旧・復興に向けた地方公共団体の取り組みをできる限り支援するとともに、大震災を教訓として全国的に展開される防災・減災等の事業を積極的に推進する。

#### 2. 平成 24 年度貸付計画の概要

平成 24 年度地方債計画における機構資金の計上額（通常収支対応分 19,517 億円、東日本大震災に関連する事業分 2,223 億円）を基礎として過去の執行実績等を勘案し、18,010 億円を計上する（平成 23 年度貸付計画額 18,431 億円から 421 億円、2.3%の減。詳細は表 1 のとおり）。

##### (1) 一般会計債の貸付対象の拡大と事業種別に応じた所要額の計上

平成 24 年度から学校教育施設等整備事業債を新たに貸付対象とする。また、東日本大震災を契機とした各地方公共団体の取り組みを支援するため、平成 23 年度中途から緊急防災・減災事業債及び転貸債（一般事業債）を貸付対象に加えたところである。これらを踏まえ、地域が主体的に実施する「一般単独事業」については、一般事業債、地域活性化事業債、防災対策事業債、地方道路等整備事業債及び合併特例事業債、「一般単独事業」以外の事業については、公共事業等債、公営住宅事業債、緊急防災・減災事業債、学校教育施設等整備事業債及び社会福祉施設整備事業債の事業種別に応じ、所要額を計上する。

##### (2) 臨時財政対策債への対応

地方財源の不足に対処するため、地方財政法第 5 条の特例として計上された臨時財政対策債について、所要額を計上する。

##### (3) 生活関連社会資本の整備の推進に資する公営企業債の計上

上・下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備について、事業の実施状況等を踏まえ、所要額を計上する。

##### (4) 公営企業借換債の確保

下記 5 のとおり、旧公営企業金融公庫資金に係る公営企業借換債について、300 億円を計上する。

##### (5) 被災施設借換債の確保

下記 6 のとおり、旧公庫資金及び機構資金に係る被災施設借換債について、150 億円を計上する。

### 3. 貸付条件

地方公共団体のニーズを的確に把握の上、住民福祉の増進に積極的に寄与する等の観点から、貸付対象事業の性質や役割に即して、貸付利率、金利方式、償還年限、据置期間の貸付条件を「地方債及び一時借入金の資金の貸付け等の条件ほか貸付け等の実施に係る基本的な事項」及び貸付規程において適切に設定する。

なお、平成 24 年度同意等債に対する貸付けから、従来の特別利率を、機構の最優遇利率である臨時特別利率の水準に合わせることにし、両者を機構特別利率に一本化する。

### 4. 審査

市場の信認を得られるよう、引き続き貸付けに際し必要な審査を適切に実施する。

また、貸付けを行った地方公共団体の財政状況の把握など与信管理の一層の充実を図る。

### 5. 公債費負担対策の実施

国の公債費負担対策の一環として、旧公庫資金について、平成 22 年度から平成 24 年度までの 3 年間で総額 3,200 億円以内の補償金免除繰上償還を行うこととし、平成 24 年度においては、900 億円程度の補償金免除繰上償還（うち公営企業借換債 300 億円）を実施する。

### 6. 被災繰上償還のための借換債

旧公庫資金及び機構資金によって取得した施設が東日本大震災等により滅失し繰上償還を行う場合、その財源に充てるために起こされる被災施設借換債に機構資金の貸付けを行う（民間等資金により難しい事情がある場合に限る）。

平成24年度事業別貸付計画

(単位: 億円、%)

事業等名	区分	平成24年度	平成23年度	差引	増減率	【参考】 平成24年度 地方債 計画計上額
		計画額(A)	計画額(B)	(A)-(B) (C)	(C)/(B) × 100	
一般 会 計 債	公 共 事 業 等	428	39	389	997.4	1,123
	公 営 住 宅 事 業	167	182	△ 15	△ 8.2	273
	緊急防災・減災事業	848	—	848	皆 増	1,765
	学校教育施設等整備事業	3	—	3	皆 増	114
	社会福祉施設整備事業	176	126	50	39.7	115
	一 般 事 業	97	208	△ 111	△ 53.4	221
	地域活性化事業	77	125	△ 48	△ 38.4	112
	防災対策事業	231	219	12	5.5	227
	地方道路等整備事業	929	1,763	△ 834	△ 47.3	523
	合併特例事業	1,495	1,725	△ 230	△ 13.3	1,730
計	4,451	4,387	64	1.5	6,203	
臨時財政対策債		6,715	7,298	△ 583	△ 8.0	7,187
(一般会計債等分計)		11,166	11,685	△ 519	△ 4.4	13,390
公 営 企 業 債	水道事業(上水道)	1,233	1,103	130	11.8	1,448
	水道事業(簡易水道)	133	130	3	2.3	157
	交通事業(一般交通)	40	62	△ 22	△ 35.5	55
	交通事業(都市高速鉄道)	498	696	△ 198	△ 28.4	678
	病院事業	754	666	88	13.2	919
	下水道事業	3,376	3,416	△ 40	△ 1.2	4,129
	工業用水道事業	137	116	21	18.1	171
	電気事業(水力発電を除く)	5	21	△ 16	△ 76.2	6
	電気事業(水力発電)	8	4	4	100.0	9
	ガス事業	51	26	25	96.2	55
	介護サービス事業	18	2	16	800.0	22
	市場事業	83	149	△ 66	△ 44.3	171
	と畜場事業	6	10	△ 4	△ 40.0	12
	駐車場事業	17	2	15	750.0	13
	小計	6,359	6,403	△ 44	△ 0.7	7,845
港湾整備事業	32	37	△ 5	△ 13.5	52	
観光施設事業・産業廃棄物処理事業	3	6	△ 3	△ 50.0	3	
小計	35	43	△ 8	△ 18.6	55	
計	6,394	6,446	△ 52	△ 0.8	7,900	
公 営 企 業 借 換 債		300	300	0	0.0	300
被 災 施 設 借 換 債		150	—	150	皆 増	150
計		18,010	18,431	△ 421	△ 2.3	21,740

注1) 事業等名は、平成24年度地方債計画に基づき区分した。

注2) 貸付計画額は、地方債計画を基礎として過去の執行実績を勘案した。

注3) 平成24年度地方債計画における東日本大震災復旧・復興事業及び緊急防災・減災事業については、本表の各関係事業において計1,216億円を計上した。

## Ⅱ 平成 24 年度の資金調達について

### 1. 基本的な考え方

地方の共同資金調達機関として、地方公共団体に対し低利で安定した資金を融通するため、その原資となる資金の調達コストの縮減を図りつつ、かつ安定的な調達を行うことを基本とする。

### 2. 資金調達の基本スタンス

必要な資金を低コストで安定的に資本市場から調達するため、資金調達手段の多様化を推進するとともに、積極的な情報開示と説明責任を十分に果たしていくこと等を通じ、機構に対する資本市場からの確固たる信認を維持しながら資金調達を行う。

#### (1) 資金調達手段の多様化

##### ① 資本市場のニーズに合致した資金調達

安定的な資金調達を行っていく観点から、投資家層のより一層の拡大を図るため、リスク管理や調達コストを考慮しつつ、市場環境や市場のニーズに応じ、中期、超長期を含めた多様な年限及び形態による柔軟な資金調達に努める。

##### ② 資金調達の手法

資金調達に当たっては、債券発行を基本とし、特に 10 年債について、定例的な発行により継続的な投資家需要の確保を図るとともに、FLIP (Flexible Issuance Program)、ユーロ MTN プログラムによる債券発行（ベンチマーク債及び機動的に発行するオンデマンド債等）のほか、借入れも活用しつつ、市場のニーズと貸付けニーズに迅速かつ的確に応えた資金調達を行う。

##### ③ 多様な市場における債券発行

JFM ブランドの知名度を十分に活かすとともに、国内、国外を問わず、世界の市場環境を注視しながら、資金調達コストの縮減が図られるよう、多様な市場において債券発行に努める。

#### (2) 資本市場に対する積極的な情報開示と説明の徹底

##### ① 適切なディスクロージャー

投資家保護の観点から、機構の事業・財務内容やリスク管理等の状況についてのディスクロージャーを適切に実施する。

##### ② 積極的な IR の実施

機構の経営状況や機構債券に対する正しい理解の醸成を図り、機構に対する確固たる信認が維持できるよう、投資家説明会や個別投資家訪問等の IR を積極的に実施する。また、海外市場における債券発行の円滑化を図る等の観点から、海外投資家に対する IR についても積極的に実施する。

##### ③ 半期ごとの債券発行計画の公表

定例・継続的な購入先を確保するため、投資家の投資計画策定に資するよう、平成 24 年 3 月及び 9 月に、上半期及び下半期の債券発行計画を公表する。

#### (3) 資本市場の健全な発展への貢献

資本市場のニーズに合致した機動的・弾力的な資金調達を行う中で、資本市場重視の基本姿勢を堅持しながら、公共債市場における基幹的な発行体としての役割をより一層強固なものとし、資本市場が健全に発展するよう積極的に貢献する。

### 3. 平成 24 年度債券発行計画の概要

(1) 貸付業務等に必要な資金調達については、資本市場における地方金融機構債（政府保証のない債券。以下同じ。）の公募による発行を基本とし、平成 24 年度においては、表 2 のとおり公募債を 11,000 億円発行する予定。また、地方公務員共済組合連合会の引受けによる債券を 3,000 億円発行する予定。



(2) 公営企業金融公庫から承継した債権の管理を円滑に行うための既往の政府保証が付された公営企業債券の借換えについては、政府保証債の発行により行うこととし、平成 24 年度においては、公庫債権金利変動準備金 3,500 億円を国に納付するために必要な資金について、政府保証債の発行により確保することも踏まえ、表 2 のとおり 10,300 億円を発行する予定。

(表 2)

平成 24 年度債券発行計画

1. 地方金融機構債

(1) 公募債

債券の種類	平成 24 年度	平成 23 年度
10 年債	4,500 億円程度	3,600 億円程度
20 年債	1,600 億円程度	1,600 億円程度
5 年債	800 億円程度	800 億円程度
F L I P ・スポット債 (注 1)	2,800 億円程度	(注 2) 2,000 億円程度
EMTN	1,300 億円程度	1,000 億円程度
計	11,000 億円	(注 3) 9,000 億円

※ 貸付状況、市場環境等により変更することがある。

注 1 スポット債…10 年、20 年及び 5 年と異なる年限で、主幹事方式により発行するもの。平成 24 年度において新たに発行することを予定している。

注 2 平成 23 年度は F L I P のみ。

注 3 平成 23 年度の年間発行予定額は 10,500 億円以内に見直している。

(2) 地方公務員共済組合連合会による引受

債券の種類	平成 24 年度	平成 23 年度
10 年債	3,000 億円	3,000 億円

2. 政府保証債

債券の種類	平成 24 年度	平成 23 年度
10 年債	4,900 億円	5,100 億円
6 年債	3,200 億円	2,000 億円
6 年債	2,200 億円	—
計	10,300 億円	7,100 億円

### Ⅲ 平成 24 年度のリスク管理及び内部統制について

#### 1. 基本的な考え方

機構が、健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場からの確固たる信託を維持するため、金利リスクをはじめとする機構の様々なリスクを適切に管理するほか、財務諸表等の適正性確保に必要な財務報告に係る内部統制の運用及び評価を行う。

#### 2. リスク管理の基本スタンス

##### (1) 統合的リスク管理とリスク管理体制

機構全体のリスク管理を統括する統合的リスク管理委員会や各事業部門のリスクについて統合的な把握・管理を行うリスク管理統括課により、適切なリスク管理を実施し、経営判断に反映させる。

また、リスク管理体制について、機構の組織的・業務的な特性をより反映させた見直しを行うとともに、業務・システムの抜本的見直しやヒヤリ・ハットの経験を取り入れた教訓集等の実践的なマニュアルの整備などにより、日常的なリスク管理の強化を図る。

##### (2) 機構におけるリスクの特性と金利リスクの管理

① 機構においては、資金調達には 10 年債の発行が主体であるのに対して、貸付けは最長 30 年の元利均等償還貸付と、貸付けと調達の期間に大きな差異が生じることから、債券借換え時の金利リスク（債券支払利息が貸付受取利息を上回り、逆鞘となるリスク）が大きいという特性を有している。

② このため、統合的リスク管理を適正に行うとともに、特に金利リスクに関しては、ALM（資産・負債管理）を適切に実施しながら、金利変動準備金により対応することを基本に、様々な手段によって金利リスクの軽減に努める。

③ 中長期の観点からの ALM を実施し、その下で債券発行等のオペレーションを行う。このため、ALM 委員会において ALM 運営方針を定め、アウトライヤー比率やデュレーションギャップ等を活用した管理指標に基づいて各種オペレーションを実施する。また、四半期毎にモニタリングを行うことにより、ALM の内容を適切に経営判断に反映させる。

##### (3) 災害対策

東日本大震災等を教訓として、緊急時の対応について点検・訓練を行い、大規模な災害等が発生した場合においても、優先業務（債券元利払いと融資）を着実に実施できる体制を確保する。

#### 3. 内部統制の基本スタンス

機構の業務全体に係る財務情報を集約したものである財務報告の信頼性を確保するために、当該財務報告に係る内部統制の有効かつ効率的な運用を行うとともに、その評価を実施する。

また、法令に基づき、事業年度の末日を基準日として内部統制報告書を作成し、会計監査人の監査証明を受け、決算と併せて公表する。

### Ⅳ 平成 24 年度の地方支援業務について

#### 1. 基本的な考え方

地方公共団体が民間金融機関等からの資金調達を効率的かつ効果的に行えるよう、地方公共団体のニーズにあわせて必要な支援を実施する。

#### 2. 平成 24 年度地方支援業務の概要

地方公共団体のニーズにあわせて、人材育成、調査研究、実務支援、情報提供の 4 つの柱で実施する。

##### (1) 人材育成

地方公共団体の財政運営に必要な金融動向を適切に把握できるよう基礎的な金融知識を提供するとともに、地方公共団体の職員が資金調達・管理面で有効に対処できる能力を習得できるよう、次の 3 つの支援事業を実施する。

① 共催研修

市町村職員中央研修所及び全国市町村国際文化研修所との共催により資金調達に関する基礎的な知識の習得を目的とした研修を実施する。

② 出前講座

地方公共団体に機構職員を講師として派遣し、地方公共団体の要望や受講者のレベルに応じた研修を実施する。

③ 実務テキスト

資金調達に係る基礎的な知識に関するテキストを作成し、公開する。

(2) 調査研究

地方公共団体の資金調達や地方財政における金融の意義・役割など、総括主任研究員等による地方金融に関する総合的な研究を推進し、その研究成果を地方公共団体に還元する。

このため、研究者等との連携強化を図りつつ、地方公共団体の資金調達業務の向上に資すると考えられるテーマについて積極的に調査研究を実施する。また、大学等と共催でフォーラムを開催するなど研究成果を地方公共団体に還元する。

(3) 実務支援

個別の地方公共団体からの資金調達に関する支援の要望に対し、金融専門知識や経験を有する機構職員が自治体ファイナンス・アドバイザーとして地方公共団体からのニーズに応じ、きめ細やかな支援を提供する。

また、住民参加型市場公募地方債を新たに発行する地方公共団体に対し、自治体ファイナンス・アドバイザーの派遣や助成を行う。

なお、特定の知見を必要とするテーマに関しては、当該知見や技能を有する専門家を派遣する。

(4) 情報提供

地方公共団体が資金調達を行う際に有益な経済・金融データ、金融知識、参考事例を、ホームページ、広報誌、研修などを通じて、活用方法も含め、提供する。

## V 平成 24 年度のシステム投資について

### 1. 基本的な考え方

「公庫から機構への安定的なシステム移行」が終了したことから、業務の拡充・高度化に対応した効率的かつ合理的なシステムを確立するため、業務フローの見直しと併せたシステムの抜本的見直しを行うこととし、平成 26 年度の新システムへの完全移行を目標に、取組みを進める。

### 2. 平成 24 年度システム投資方針

平成 23 年度に策定する「第 2 次開発投資基本計画（業務・システムの抜本的見直し計画）」に沿って、順次システム開発を進めることとし、平成 24 年度においては、新システムの要件定義を行い、ベンダー調達と設計・開発に着手する。

なお、個別のシステム改修については、制度改正への対応等、必要最小限のものとする。

## VI 平成 24 年度の組織・体制について

### 1. 基本的な考え方

貸付業務や地方支援業務、債券発行等の資金調達を円滑かつ着実に実施するため、引き続き効率的な業務運営に努めつつ、組織・体制の充実強化を図る。その際、民間の金融実務経験者や地方公共団体からの派遣職員など幅広い人材の活用を図るとともに、研修の実施等により、職員の一層の資質・能力の向上に努める。

### 2. 平成 24 年度における組織・体制の充実強化

(1) 地方支援業務に対するニーズの増大・多様化に対応した助言、講師派遣の拡大や調査研究の充実を図るため、その推進体制を強化する。

(2) 業務の特殊性を踏まえた機動的な配置換えを行うなど、限られた人員体制の中で、職員の一層の有効活用を進める。

(3) 地方三団体の協力を得て、必要な地方公共団体からの派遣職員の確保を図るとともに、当該職員等にOJT研修や金融関連業務に係る実務能力の育成を図るための実務研修を実施する。

## ②平成24年度事業計画

- 1 平成24年度における貸付金は、1,801,000百万円を予定している。
- 2 平成24年度における貸付回収金は、1,601,560百万円を予定している。
- 3 平成24年度における地方公共団体金融機構債券の発行は、非政府保証機構債（公募債及び地方公務員共済組合連合会の引受による債券）1,400,000百万円、政府保証機構債1,030,000百万円、合計2,430,000百万円を予定している。
- 4 平成24年度における債券償還金は、2,030,560百万円を予定している。
- 5 平成24年度における地方公共団体の資金調達に関する支援業務として、地方公共団体のニーズにあわせて、人材育成、調査研究、実務支援、情報提供の実施を予定している。
- 6 平成24年度において、株式会社日本政策金融公庫から委託を受けて行う公有林整備及び草地開発のための貸付契約額は、2,373百万円を予定している。

## ③平成24年度資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出合計	4,455,850
貸付金	1,801,000
債券償還金	2,030,560
事業損金	273,245
事務費	2,086
支払利息	265,129
債券発行費	5,733
元利金支払手数料	297
固定資産取得費	1,031
国庫納付金	350,000
その他	15
資金収入合計	4,522,077
貸付回収金	1,601,560
地方公共団体金融機構債券	2,430,000
事業益金	487,283
公営競技納付金	2,000
雑収入	1,234
資金収支差額（資金収入－資金支出）	66,226
前期末現金預け金等	886,710
期末現金預け金等	952,937

- (注) 1 株式会社日本政策金融公庫から委託を受けて行う公有林整備及び草地開発のための貸付金に係る収支は含まれていない。
- 2 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

④平成24年度予算

平成 24 年度の予算は、次のとおりである。

1. 予 算 総 則

- 1 地方公共団体金融機構債券の限度額は、2,430,000 百万円とする。
- 2 理事長は、予見し難い経済事情の変動その他やむを得ない事由により第1項に掲げる債券により調達する資金の増額を必要とする特別の事由があるときは、同項の債券の限度額の100分の50に相当する金額の範囲内において、当該限度額を増額することができる。
- 3 第1項に規定する債券の発行価格が額面金額を下回るときは、発行価格差減額をうめるため必要な金額を同項の限度額（前項の規定により限度額が増額された場合を含む。）に加算した金額を限度額とする。
- 4 理事長は、第1項で定める地方公共団体金融機構債券の限度額（第2項の規定により限度額が増額された場合を含む。）から既に発行している債券の金額を差し引いた額を限度として、長期借入金を行うことができる。

2. 平成24年度 予定損益計算書

（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）

（単位：百万円）

科 目	金 額
経常収益	489,734
資金運用収益	487,841
貸付金利息	486,825
有価証券利息及び預け金利息	1,016
その他の受入利息	76
役務取引等収益	128
その他経常収益	1,689
地方公共団体健全化基金受入額	1,675
その他の経常収益	14
経常費用	277,440
資金調達費用	268,914
債券利息	268,914
役務取引等費用	283
その他業務費用	5,460
営業経費	2,783
人件費	820
業務費	1,134
その他の営業経費	829
経常利益	212,294
特別利益	581,510
公庫債権金利変動準備金取崩額	570,000
利差補てん積立金取崩額	11,510
特別損失	772,410
金利変動準備金繰入額	220,000
公庫債権金利変動準備金繰入額	202,410
国庫納付金	350,000
当期純利益	21,394

（注） 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

3. 平成24年度 予定貸借対照表  
(平成25年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
貸付金	22,644,268	債券	18,618,036
有価証券及び現金預け金	952,937	その他負債	13,267
その他資産	13,609	地方公共団体健全化基金	919,897
有形固定資産及び無形固定資産	4,185	基本地方公共団体健全化基金	913,935
		組入地方公共団体健全化基金	5,963
		特別法上の準備金等	3,948,803
		金利変動準備金	1,100,000
		公庫債権金利変動準備金	2,773,027
		利差補てん積立金	75,777
		負債の部合計	23,500,003
		(純資産の部)	
		地方公共団体出資金	16,602
		利益剰余金	50,438
		一般勘定積立金	50,438
		評価・換算差額等	△ 2,672
		管理勘定利益積立金	50,627
		純資産の部合計	114,996
資産の部合計	23,614,999	負債及び純資産の部合計	23,614,999

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

⑤収支に関する中期的な計画 (平成24年度～平成26年度)

(単位：億円)

科 目	24年度計画	25年度計画	26年度計画
経 常 収 益	4,900	4,770	4,690
経 常 費 用	2,770	2,860	2,890
経 常 利 益	2,120	1,910	1,800
特 別 損 益	△1,910	△1,600	△1,410
当 期 純 利 益	210	310	400

(注) 1. 上記の数値は、金利等について一定の前提条件を置いて試算したものであり、変動しうるもの。

2. 四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

### 3【事業等のリスク】

本説明書類に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において機構が判断したものであります。

#### (1) 信用リスクについて

##### ①貸付債権に係る信用リスク

機構の貸付対象は、地方公共団体に限定されております。地方公共団体は、BIS規制においてリスクウェイトがゼロ（一定のものを除く。）とされており、また、以下の理由等から、地方公共団体が債務者である貸付債権については、債務不履行が生じないような仕組みとなっております。実際、公庫時代を含め、これまでに貸倒れは1件も発生していません。

- ・国は、地方財政計画の歳出において、公債費（地方債の元利償還金）を計上し、公債費を含めた歳出総額と歳入総額が均衡するよう地方交付税の総額を確保すること等によって地方債の元利償還に必要な財源を保障しているほか、地方交付税の算定において標準的な財政需要額（基準財政需要額）に一定の地方債の元利償還金の一部を算入することにより、個々の地方公共団体の地方債に対して元利償還金の財源を措置していること。
- ・地方債協議制度の下における審査に当たり、地方債の元利償還の状況、税収入確保及び財源確保の状況等について留意することとされているほか、地方債の信用維持等のため、「元利償還費」又は「決算収支の赤字」が一定水準以上となった地方公共団体は、地方債の発行に許可を要することとする等の早期是正措置が講じられていること。
- ・「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成19年法律第94号）において、財政指標が早期健全化基準に該当する団体については自主的な改善努力に基づく財政健全化が、財政再生基準に該当する団体については地方債の償還を含め国等の関与による財政再生が、それぞれ行われること。

なお、機構全体の貸付残高は当事業年度末現在で22兆3,874億円となっておりますが、そのうち0.5%程度の1,204億円は、公庫時代に地方道路公社に対して行った貸付けに係るものであります。機構は「銀行法」（昭和56年法律第59号）及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（金融再生法）」（平成10年法律第132号）の対象ではありませんが、地方道路公社に対する貸付けについては、金融庁の「金融検査マニュアル」に沿って自己査定を実施しており、債権はすべて非分類となっております。

また、機構貸付残高のうち、早期健全化基準及び財政再生基準に該当する地方公共団体に対するものは全体の0.2%程度となっております。

##### ②市場取引に係る信用リスク

機構は、取引先金融機関の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少又は消失し、損失を被るリスクがあります。

このため、取引先を格付等の基準を満たしている金融機関に限定しつつ、リスク分散を図るため取引先ごとに定めた与信枠の範囲内で取引を行うとともに、財務状況等をモニタリングし、信用状況が悪化した場合は新規取引停止、解約等の措置を講ずることにより信用リスクを適切に管理しております。

また、デリバティブ取引の価値の変動に伴う信用リスクを抑制するため、全てのデリバティブの取引先との間にISDAマスター契約及びCSA（Credit Support Annex）と呼ばれる信用補完契約を締結しております。

#### (2) 市場リスクについて

##### ①金利リスク

機構は、地方公共団体に対し、最長30年で貸付けを行います。一方で貸付原資については期間10年の債券発行を中心に賄うため、借換えに伴う金利リスクを負っております。このような貸付けと資金調達のための債券及び借入金との期間の差異に伴う金利リスクについて、機構は、以下のように対応することとしております。

- ・貸付けと資金調達のための債券及び借入金の期間の差異に伴う金利リスクに適切に備えるため、所要の金利変動準備金等を積み立てております。当事業年度末の金利変動準備金は、一般勘定で8,800億円、管理勘定で3兆1,375億円、両勘定合計で4兆1,775億円となっております。
- ・今後、地方公共団体に対する貸付け、資金調達等を行うことにより資産・負債の拡大する一般勘定においては、リスク対応のより一層の充実を図るため、ALM分析を適時・適切に実施するとともに、(1)アウトライヤー比率（上下200bpの平行移動による金利リスク量の自己資本に対する比率。金利変動準備金及び地方公共団体健全化基金も自己資本に相当するものとしております。）をおおむね20%以下、(2)デュレーションギャップをおおむね2年以下とする平成21年度から平成25年度までの中期の管理目標を設定し、償還期間が10年を超える超長期債の継続的な発行等により、金利リスクの軽減に努めてまいります。機構が業務を開始して、まだ、3年半しか経過しておらず、資産・負債とも、管理勘定に比して小規模ではありますが、平成23年度末のアウトラ

イヤー比率は17.5%、デュレーションギャップは0.97年であり、管理目標の範囲内となっております。

- ・公庫時代に貸し付けた資金に係る債権の管理等を行う管理勘定においては、現在、一般勘定に比べ大きな金利リスクを負っておりますが、上記のとおり金利変動準備金として3兆1,375億円を積み立てております。また、平成20年10月以降、新たな貸付けを行わないことから期間の経過に伴い貸付資産・負債が縮小し、金利リスクは縮減していきます。なお、平成24年度から平成26年度までの3年間で、機構法附則第14条の規定に基づき、総額1兆円を目途として管理勘定の金利変動準備金の一部を国に納付することとされましたが、これは、機構の経営状況を踏まえ、管理勘定の将来にわたる円滑な運営に必要な額を上回ると認められた額を納付するものであります。これを行ったとしても金利リスクへの備えとしては引き続き十分な準備金を保有しており、機構の経営に何ら影響を及ぼすものではありません。

(参考) 平成23年度末

- 一般勘定 ・ 貸付デュレーション 10.10年・債券（資金調達）デュレーション 9.13年・デュレーションギャップ 0.97年（前年比△0.15年）
- 管理勘定 ・ 貸付デュレーション 6.81年・債券（資金調達）デュレーション 4.39年・デュレーションギャップ 2.42年（前年比△0.08年）
- 機構全体 ・ 貸付デュレーション 7.57年・債券（資金調達）デュレーション 5.41年・デュレーションギャップ 2.16年（前年比△0.20年）

また、機構は、資金調達と地方公共団体に対する貸付けの時期の不一致により、その期間に金利が変動することで利益が減少する又は損失を被るパイプラインリスクを負っております。このようなリスクに対しては、スワップ取引の活用によってパイプラインリスクヘッジに取り組んでおります。

## ②為替リスク等

機構は、債券発行に伴う元金について、外貨建債券における為替レートの変動に係るリスク、変動利付債における金利変動に係るリスク、物価連動債における償還元金の変動に係るリスク等について、スワップ取引によりヘッジしております。

また、機構は、余裕金の運用について、価格の下落により有価証券の売却損が発生するリスクや、外国為替相場の変動による外貨預金の実現損が発生するリスクを負っております。このため、原則としてこれらを満期保有することにより価格変動リスクを極小化するとともに、為替予約により為替リスクをヘッジしております。

## (3) 流動性リスク

機構は、運用と調達の期間の差異や予期せぬ資金流出により、必要な資金確保が困難になること、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより、損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により、市場において取引ができなくなったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）を負っております。

このため、地方公共団体に対する貸付けについては、その実施時期をあらかじめ定めていることに加え、四半期ごとに資金計画を立て、日々の資金繰りを管理しており、流動性リスクは極めて小さい構造となっております。さらに、不測の事態に備えて複数の金融機関と当座貸越契約を締結するとともに、余裕資金についても短期で運用することとしております。

## (4) オペレーショナルリスク

### ①事務リスク

機構は、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクを負っております。このため、機構ではマニュアルの整備、教育・研修の実施、システム化による事務作業負担の軽減等を通じ、事務リスクの削減と発生の防止に努めております。

### ②システムリスク

機構は、保有するシステムの不備やシステムが不正に使用されること等に伴い、情報資産の機密性・完全性・可用性が損なわれるリスクを負っております。

こうしたシステムリスクを適切に管理し、業務の円滑な運営を確保するため、「システムリスク管理細則」、「システムリスク管理要領」等を制定し、適切に運用しております。

### ③その他のリスク

上記リスクのほか、機構は、法務リスク・人的リスク・有形資産リスク・風評リスクを負っておりますが、これら



のリスクについて適切な把握及び対応を行うこととしております。

(5) 災害等への対応

機構が地震・火災・風水害等により、機構施設が被害を受けた場合もしくは受けたとの情報を得た場合に、被災直後における優先業務の確実な実施や業務の早期立ち上げを図るために、「業務継続計画」を策定しています。

また、機構のシステムは、万が一に備え、機構の外部にバックアップサーバを構築し、業務が継続できる体制を整えております。

#### 4 【経営上の重要な契約等】

該当ありません。

#### 5 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 重要な会計方針及び見積り

機構の財務諸表は、機構関係法令及び我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたっての会計基準は、「第5 経理の状況 (1) 【財務諸表】」の「重要な会計方針」に記載のとおりであります。

(2) 当事業年度の経営成績の分析

(当事業年度の損益状況)

経常収益は5,118億円となりましたが、そのほとんどは貸付金利息等の資金運用収益5,116億円であります。また、経常費用は2,817億円となりましたが、その大部分は債券利息等の資金調達費用2,743億円であります。

この結果、経常利益は2,300億円となりました。

これに、公庫債権金利変動準備金から金利変動準備金への繰り入れに伴う公庫債権金利変動準備金取崩額2,200億円と、公庫時代の貸付けに係る当事業年度の利下げ所要額のうち、地方公共団体健全化基金の運用益をもって充てる部分以外の額の財源として利差補てん積立金取崩額126億円を特別利益として計上するとともに、金利変動準備金繰入額2,200億円と、公営企業債券の借換益等に係る公庫債権金利変動準備金繰入額2,210億円を特別損失として計上しております。

この結果、当事業年度の機構全体の当期純利益は216億円となっております。なお当期純利益の勘定別の内訳は、一般勘定が155億円、管理勘定が61億円となっております。

(当事業年度の貸借対照表)

資産の部につきましては、貸付金等の23兆3,407億円、負債の部につきましては債券等の23兆2,470億円、純資産総額につきましては地方公共団体出資金等936億円を計上しております。

(キャッシュ・フローの状況)

当事業年度につきましては、営業活動によるキャッシュ・フローが432億円の支出、投資活動によるキャッシュ・フローは3,049億円の支出、財務活動によるキャッシュ・フローは38億円の収入となりました。

この結果、現金及び現金同等物の当事業年度末残高は1,722億円となりました。

(自己査定結果)

機構は「銀行法」及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律(金融再生法)」の対象ではありませんが、地方道路公社に対する貸付けについては、金融庁の「金融検査マニュアル」に沿って自己査定を実施しております。

また、地方公共団体に対する貸付けについては、健全化判断比率に基づく貸付残高の分類を行っております。

当事業年度末のこれらの結果は以下のとおりであります。

・平成23年度末自己査定結果

(単位：百万円)

自己査定による 債務者区分	金融再生法に基づく 開示債権	銀行法に基づく リスク管理債権
破綻先 0	破産債権及び これらに準ずる債権 0	破綻先債権 0
実質破綻先 0		延滞債権 0
破綻懸念先 0	危険債権 0	
0	要管理債権 0	3カ月以上延滞債権 貸出条件緩和債権 0
要注意先 18,353(0.08%)		
正常先 102,115(0.46%)	正常債権 22,402,097(100%)	
非区分(地方公共団体) 22,281,629(99.46%)		
総計 22,402,097	総計 22,402,097	総計 0

- (注) 1. 自己査定の対象債権及び金融再生法に基づく開示債権は貸出金及び未収利息であり、リスク管理債権の対象債権は貸出金であります。(金額は平成23年度末)
2. ( )内の数値は総計に対する構成比であります。

・健全化判断比率に基づく当事業年度末貸付残高の分類

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の健全化判断比率(平成22年度決算ベース)に基づき、都道府県及び市区町村に対する当事業年度末貸付残高を分類

(単位：百万円)

団体区分	団体数	割合	貸付残高	割合
財政再生基準該当団体	1	0.06%	2,606	0.01%
早期健全化基準該当団体	6	0.34%	37,278	0.17%
その他の団体	1,771	99.60%	21,565,568	99.82%
合計	1,778	100.00%	21,605,452	100.00%

(注) 1. 貸付残高の数値は、都道府県及び市区町村に対する当事業年度末貸付残高であり、一部事務組合、企業団及び公社に係る残高は含んでおりません。

なお、自己査定結果の債務者区分の非区分(地方公共団体)との相違は、自己査定結果には一部事務組合及び企業団に対する貸付額並びに未収利息が含まれていることによります。

- 「財政再生基準該当団体」とは、地方公共団体の平成22年度決算に基づく実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率のうち、いずれか1つ以上が財政再生基準以上の団体であります。
- 「早期健全化基準該当団体」とは、地方公共団体の平成22年度決算に基づく実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率のうち、いずれか1つ以上が早期健全化基準以上の団体であります。
- 四捨五入により計が一致しないことがあります。

### 第3 【設備の状況】

#### 1 【設備投資等の概要】

機構では、当事業年度において次の設備を取得いたしました。

対象	所在地	内容	取得額（百万円）
事務所	東京都千代田区	ソフトウェア等	118
駒沢ハイム	東京都世田谷区	舎宅	82

また、当事業年度において次の設備を除却いたしました。

対象	所在地	内容	除却額（百万円）
千歳ハイム	東京都世田谷区	舎宅	417

#### 2 【主要な設備の状況】

当事業年度末における主要な設備の状況は次のとおりであります。

法人名	店舗名 その他	所在地	設備の 内容	土地	建物	動産	ソフト ウェア	合計	従業 員数 (人)	
				面積 (㎡)						帳簿価額(百万円)
機構	主たる事 務所等	東京都千代 田区ほか	事務室等 ・舎宅	5,055	1,994	502	57	600	3,155	87

(注) 動産には、機械器具備品、車両運搬具、リース資産を含んでおります。

#### 3 【設備の新設、除却等の計画】

当事業年度末において計画中である重要な設備の新設、除却等は、次のとおりであります。

##### (1) 新設

法人名	店舗名 その他	所在地	区分	設備の内容	投資予定金額 (百万円)		資金調達 方法	着手年月	完了年月
					総額	既支 払額			
機構	二子玉川 住宅	東京都世田 谷区	新設	舎宅	434	8	自己資金	H23.8	H25.1

##### (2) 除却、売却等

記載すべき重要な設備の除却、売却等の計画はありません。

## 第4【機構の状況】

### 1【出資金等の状況】

機構の資本金については、機構法第4条第1項の規定により、機構の設立に際し、地方公共団体が出資する額の合計額とすることとされております。また、同条第2項の規定により、必要があるときは、機構の資本金を増加することができることとされております。

当事業年度末の出資金については、次のとおりであります。

(平成24年3月31日現在)

	団体数	出資金額(千円)
都道府県	47	6,367,000
市・特別区	810	9,188,000
町村等	933	1,047,100
合計	1,790	16,602,100

※ 町村等には、一部事務組合が含まれます。

なお、同条第3項の規定により、地方公共団体以外の者は機構に出資することができないこととされております。

### 2【役員の状況】

(平成24年3月31日現在)

役員	氏名	就任年月日	経歴
理事長	渡邊 雄司	平成23年8月1日 任期： 平成23年8月1日 ～ 平成26年7月31日	昭和42年4月 株式会社日本興業銀行入行 平成15年1月 株式会社みずほフィナンシャルグループ取締役副社長 平成15年10月 興和不動産株式会社代表取締役社長 平成16年9月 公営企業金融公庫総裁 平成20年8月 地方公営企業等金融機構理事長 平成21年6月 地方公共団体金融機構理事長
副理事長	谷川 健次	平成23年10月1日 任期： 平成23年10月1日 ～ 平成26年9月30日	昭和43年4月 東京都入都 平成14年7月 東京都建設局総務部長 平成17年7月 東京都財務局長 平成19年5月 東京都副知事 平成21年7月 株式会社東京臨海ホールディングス代表取締役社長 平成23年10月 地方公共団体金融機構副理事長
理事	武居 丈二	平成22年10月1日 任期： 平成22年10月1日 ～ 平成24年9月30日	昭和55年4月 自治省入省 平成7年4月 自治省財政局財政課財政企画官 平成14年7月 総務省総合通信基盤局電波部基幹通信課長 平成17年4月 福岡県副知事 平成21年7月 総務省消防庁国民保護・防災部長 平成22年4月 地方公共団体金融機構理事
理事	平沼 貞次	平成22年10月1日 任期： 平成22年10月1日 ～ 平成24年9月30日	昭和53年4月 大蔵省入省 平成16年7月 財務省大臣官房地方課長兼財務総合政策研究所次長 平成18年7月 名古屋国税局長 平成19年5月 預金保険機構総務部長兼RCC室長 平成21年7月 国税不服審判所次長 平成22年10月 地方公共団体金融機構理事
理事 (非常勤)	疋田 慶一	平成22年10月1日 任期： 平成22年10月1日 ～ 平成24年9月30日	昭和46年4月 北九州市入庁 平成8年4月 北九州市財政局財務部長 平成14年4月 北九州市交通事業管理者・交通局長 平成19年4月 北九州市会計室長 平成22年10月 地方公共団体金融機構理事(非常勤)

監事	原 克彦	平成22年10月1日 任期： 平成22年10月1日 ～ 平成24年9月30日	昭和54年4月 運輸省入省 平成7年8月 運輸省海上交通局外航課国際機関条約対策室長 平成14年4月 内閣府政策統括官（防災担当）付参事官 平成20年7月 国土交通省関東運輸局次長 平成21年7月 国土交通省中国運輸局長 平成22年10月 地方公共団体金融機構監事
監事 （非常勤）	高田 宥	平成22年8月1日 任期： 平成22年8月1日 ～ 平成24年7月31日	昭和42年4月 株式会社三井銀行入行 平成10年6月 株式会社さくら銀行常務取締役 平成14年6月 室町商事株式会社社長 兼 室町殖産株式会社会長 平成20年8月 地方公営企業等金融機構監事（非常勤） 平成21年6月 地方公共団体金融機構監事（非常勤）

### 3 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

#### (1) コーポレート・ガバナンスの状況

※ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

機構は、「地方の、地方による、地方のための地方債資金共同調達機関」として設立されたことを踏まえ、地方自らが責任を持って自律的・主体的に経営を行う体制を確立するとともに、適切なリスク管理や経営審議委員会及び会計監査人によるチェックを通じて経営のガバナンスを確保することを基本的な方針としております。

#### ①機構の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

##### イ. 機構の機関の基本説明

###### （代表者会議）

機構は地方公共団体が主体的に運営する組織であることから、地方公共団体の代表者からなる代表者会議が機構の最高意思決定機関として設けられております。

また、代表者会議の委員については、最大限の外部性、透明性の確保を図るため、知事、市長、町村長それぞれの代表者（3名）に加え、それと同数の地方行財政、経済、金融、法律又は会計に関して高い識見を有する方が選ばれております。

代表者会議は、予算・決算や事業計画など、機構の運営全般に関する重要事項について議決権限を有します。また、機構を監督する機能として、理事長に対して、機構の業務並びに資産及び債務の状況を報告させたり、違法行為等の是正を命ずる権限を有しております。

なお、平成24年3月31日現在の代表者会議委員は次のとおりであります。

###### （地方公共団体の代表者）

伊藤祐一郎（鹿児島県知事）（議長）

森 民夫（新潟県長岡市長）

藤原 忠彦（長野県川上村長）

###### （外部の学識経験者）

小幡 純子（上智大学法科大学院長）

堀場 勇夫（青山学院大学教授）

森田富治郎（日本経団連 21世紀政策研究所理事長・第一生命保険株式会社特別顧問）

###### （経営審議委員会）

地方公共団体は資金の貸し手となる機構の設立主体であり、かつ資金の借り手でもあるという点を踏まえ、透明性かつ外部性を備えた経営・責任あるガバナンスを確立するため、外部有識者による審議機関として経営審議委員会が設けられております。

経営審議委員会の委員については、地方行財政、経済、金融、法律又は会計に関して高い識見を有する方その他の学識経験者のうちから代表者会議が任命することとされております。

経営審議委員会は、機構の業務に関するチェック機能を有し、予算・決算や事業計画など、機構の業務に関する重要事項について意見具申を行うことができるとともに、チェック機関として必要な場合に理事長から報告を求められることができるとされております。また、理事長は、経営審議委員会の意見を代表者会議に報告するとともに、これを尊重する義務があります。

なお、平成24年3月31日現在の経営審議委員会委員は次のとおりであります。

栢森 哲也（(株)時事通信社取締役）

栗原 脩（弁護士（西村あさひ法律事務所））

篠崎 由紀子 ((株)都市生活研究所代表取締役)  
 鈴木 豊 (青山学院大学大学院教授・公認会計士)  
 西野 万里 (明治大学名誉教授)  
 林 宜嗣 (関西学院大学教授)(委員長)

(会計監査人)

機構は市場からの資金調達を行う組織であることから、市場の信認を得て低利な資金調達を可能とするためには、適切な情報開示及び会計処理に関する外部チェックが重要であります。

このような観点から、機構には、財務諸表及び決算報告書について、監事による監査のほか、代表者会議が選任する会計監査人(公認会計士又は監査法人)による監査が義務づけられております。

(役員)

機構は、機構法及び定款の規定により、役員として、理事長1人、副理事長1人、理事3人以内及び監事2人を置くこととされております。

理事長は、機構を代表し、その業務を総理しております。

副理事長は、機構を代表し、理事長を補佐して機構の業務を掌理しております。

理事は、理事長及び副理事長を補佐して機構の業務を掌理しております。

監事は、機構の業務を監査し、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、代表者会議、理事長又は総務大臣に意見を提出することができます。

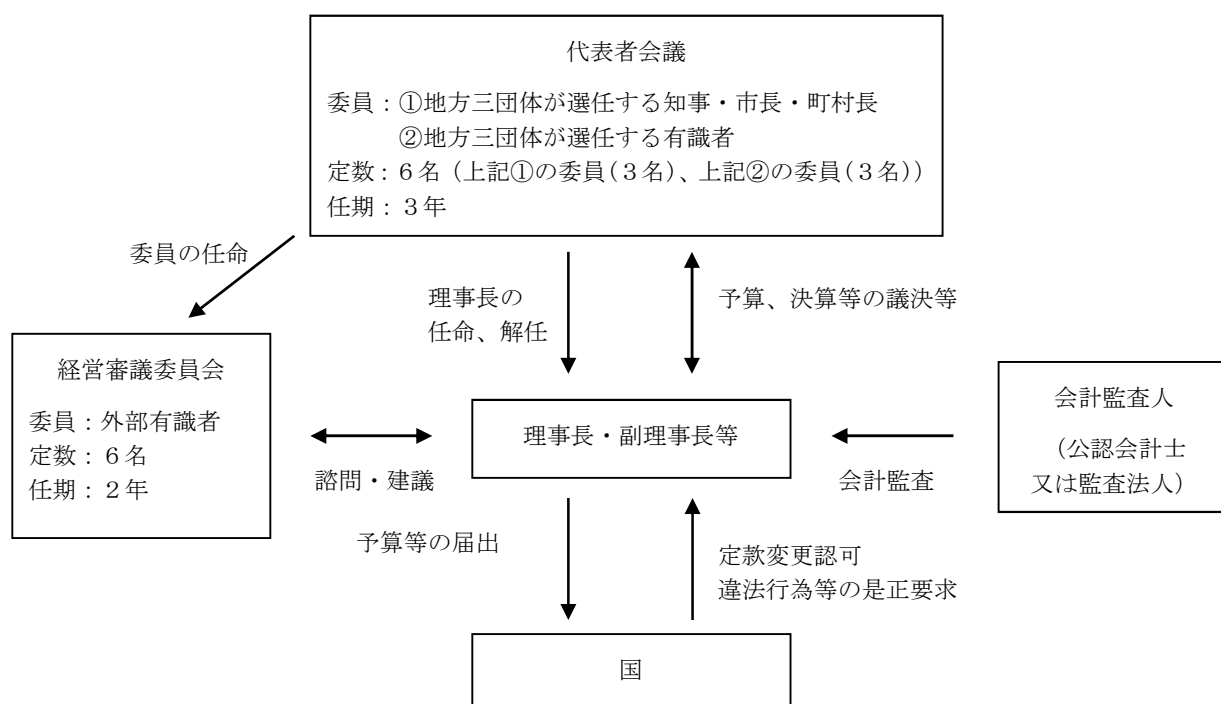
理事長及び監事は、代表者会議が任命し、副理事長及び理事は、理事長が代表者会議の同意を得て任命します。また、代表者会議又は理事長は、機構の役員が機構法第21条の欠格条項に該当するに至ったときは、これを解任しなければならないとともに、一定の事由がある場合はこれを解任することができます。

(総務大臣等の認可事項)

定款の変更については、機構法第5条第2項の規定により総務大臣の認可を受けなければならないこととされております。

ただし、機構法附則第9条第1項の規定により機構が承継する公庫が貸し付けた資金に係る債権の回収が終了するまでの間は、毎事業年度、当該債権の管理及び回収の業務並びにこれに附帯する業務(公庫債権管理業務)を実施するための計画(公庫債権管理計画)を作成し、総務大臣及び財務大臣の認可を受けなければならないこととされております。

以上の業務執行・監督等の仕組みを図にいたしますと、以下のとおりであります。



## ロ. 内部統制システムの整備の状況

機構においては、財務諸表等の適正性を確保するため、地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令（平成 20 年総務省令第 87 号。以下「財務会計省令」という。）に基づき、財務報告に係る内部統制を構築し、適正な整備・運用に努めることとされております。また、財務会計省令に基づき、事業年度の末日を基準日として、内部統制報告書を作成し、会計監査人の監査証明を受け、決算と併せて公表することとなっております。

機構では、この財務報告に係る内部統制への対応を、機構の基盤強化のためのインフラ整備の一環として、機構の業務全体に係る財務情報を集約したものである財務報告の信頼性を確保するために、当該財務報告に係る内部統制の有効かつ効率的な運用を行い、またその評価を実施いたします。

なお、平成 23 年度分の内部統制報告書については、会計監査人による監査報告書において「我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。」旨の監査意見（財務会計省令第 32 条第 4 項第 1 号に基づく無限定適正意見）を得ております。

## ハ. 内部監査及び監事監査の状況

### （内部監査）

機構は、内部監査のための組織として、各部、各課・室から独立した立場である検査役を置いて、機構業務全体における内部管理態勢の適切性及び有効性の検証及び評価を行うことにより、業務の適正かつ効率的な運営の確保に資することを目的に内部監査を行っております。

内部監査の結果、措置が必要と認められる事項がある対象の課・室は遅滞なく必要な措置を講じることとされております。検査役は、その措置状況を盛り込んだ内部監査結果報告書を理事長に提出しております。また、検査役は、必要に応じフォローアップを実施し、その結果を理事長に報告しております。

### （監事監査）

監事は、機構が、法令等に従い、適正かつ効率的、効果的に運営されるよう、独立の機関として、機構法第 18 条の規定に基づき、機構の経営及び業務の執行全般について監査を実施いたします。

監査は、毎年度当初に監事が定めた監査計画に基づいて行うほか、監事が必要と認めた場合に臨時に行うことができます。

監事は、監査の方法及び結果を記載した監査報告書を理事長に提出するものとし、是正又は改善を要すると認められる事項に関する措置の状況等について、理事長に対し、報告を求めます。

### （コンプライアンス）

機構は、業務遂行にあたって法令等の遵守を確保するとともに、役職員の法令等の違反行為発生時の対応に万全を期すため、「法令等の遵守に関する規程」を定めております。この規程において、コンプライアンスについての基本的事項を次のように定めております。

- ・役職員は、機構の社会的責任と公共的使命を自覚するとともに、違反行為の発生が機構全体の信用の失墜を招く等、機構の業務運営に多大な支障を来すことを十分認識したうえ、法令等を遵守し、誠実かつ公正に業務を遂行しなければならない。

- ・役職員は、機構が担う業務について、適切な情報開示を行うこと等により社会からの信頼確保に努めなければならない。

また、機構では、上記規程に基づき、コンプライアンス委員会を設置しております。

コンプライアンス委員会は、副理事長を委員長、理事及び部長を委員として、コンプライアンスに関する規程類の制定・改廃、行動指針の作成、実行計画の策定など、コンプライアンスに関する重要事項の審議を行っております。

さらに、コンプライアンス実践のための具体的な行動の留意点や関係法令を記載したコンプライアンスマニュアルの逐次改訂を行って役職員へ配付するほか、コンプライアンスに関する研修の実施、研修用ビデオを購入して各部署に貸し出すなどの具体的な取り組みを行っております。

## ニ. 会計監査の状況

機構の会計監査業務を執行した公認会計士は、加藤暢一氏、樋澤克彦氏、荒張健氏及び秋山修一郎氏であり、新日本有限責任監査法人に所属しております。継続監査年数については、全員 7 年を超えておりません。また、会計監査業務に係る補助者は、公認会計士 3 名、その他 8 名であります。

②リスク管理体制の整備の状況

(統括的リスク管理とリスク管理体制)

機構が、健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場からの確固たる信託を獲得するためには、金利リスクをはじめとする様々なリスクを適切に管理する必要があります。

機構では、各種リスクに適切に対応するために、リスク分析・管理の高度化を図りつつ、統括的なリスク管理を行っております。

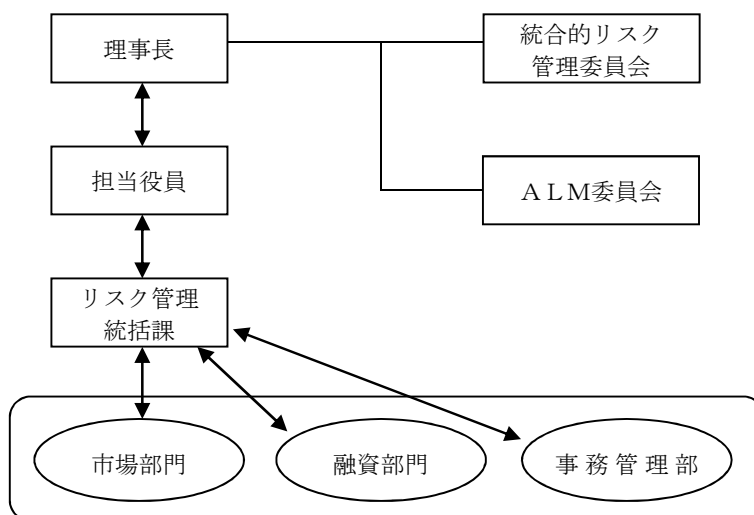
このため、機構全体のリスク管理を統括する統括的リスク管理委員会や各事業部門のリスクについて統括的な把握・管理を行うリスク管理統括課を設けるなど、適切にリスク管理を行う体制を整備するとともに、こうしたリスク管理の内容を適切に経営判断に反映できるようにしております。

(機構におけるリスクの特性と金利リスクの管理)

機構においては、資金調達に10年債の発行が主体であるのに対して、貸付けは最長30年の元利均等償還貸付であり、貸付けと資金調達のための債券及び借入金の期間に大きな差異が生じることから、債券等借換え時の金利リスク(債券等支払利息が貸付受取利息を上回り、逆鞘となるリスク)が大きいという特性があります。

このため、機構においては、金利変動準備金を設けてリスクに備えているほか、統括的リスク管理委員会とは別にALM委員会を設け、資産・負債の総合的な分析・管理を適時・適切に行っております。ALM委員会は原則年4回開催し、シナリオ分析、VaR分析、デュレーション分析等多様な分析を通じて、中長期的な経営分析やリスク分析・評価を行ったうえで、分析結果を債券発行計画等機構の経営に反映し、金利リスクを軽減するよう努めております。

機構のリスク管理体制



③役員報酬の内容

当事業年度における機構の役員に対する報酬額は、89百万円であります。

(2) 監査報酬の内容等

①監査公認会計士等に対する報酬の内容

区分	前事業年度		当事業年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
機構	38	—	38	—

(注) 消費税及び地方消費税を除く。

②その他重要な報酬の内容

記載すべき内容はありません。



## 第5 【経理の状況】

### 1. 財務諸表の作成方法について

機構の財務諸表は、「地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令」（平成20年総務省令第87号）に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

機構は、機構法第37条第1項の規定に基づき、当事業年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

区分	注記 番号	前事業年度 (平成 23 年 3 月 31 日)		当事業年度 (平成 24 年 3 月 31 日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(資産の部)					
貸付金	2	22,231,856	95.72	22,387,411	95.92
有価証券		457,590	1.97	762,987	3.27
現金預け金		516,633	2.23	172,250	0.74
その他資産		17,033	0.07	14,894	0.06
有形固定資産	1	2,918	0.01	2,563	0.01
無形固定資産		756	0.00	600	0.00
資産の部合計	3	23,226,787	100.00	23,340,707	100.00
(負債の部)					
債券		18,327,190	78.91	18,176,696	77.87
借入金		-	-	30,000	0.13
その他負債		17,698	0.08	15,373	0.07
賞与引当金		41	0.00	47	0.00
役員賞与引当金		6	0.00	6	0.00
退職給付引当金		195	0.00	146	0.00
役員退職慰労引当金		27	0.00	23	0.00
地方公共団体健全化基金		915,823	3.94	919,871	3.94
基本地方公共団体健全化基金		908,104	3.91	911,935	3.91
組入地方公共団体健全化基金		7,719	0.03	7,936	0.03
特別法上の準備金等	4	3,896,421	16.77	4,104,844	17.59
金利変動準備金		660,000	2.84	880,000	3.77
公庫債権金利変動準備金		3,136,532	13.50	3,137,557	13.44
利差補てん積立金		99,889	0.43	87,287	0.37
負債の部合計		23,157,405	99.70	23,247,010	99.60
(純資産の部)					
地方公共団体出資金		16,602	0.07	16,602	0.07
利益剰余金		13,860	0.06	29,393	0.13
一般勘定積立金		13,860	0.06	29,393	0.13
評価換算差額等		△8,645	△0.03	△ 5,964	△0.03
繰延ヘッジ損益		△8,645	△0.03	△ 5,964	△0.03
管理勘定利益積立金		47,565	0.20	53,666	0.23
純資産の部合計		69,382	0.30	93,696	0.40
負債及び純資産の部合計		23,226,787	100.00	23,340,707	100.00

## ② 【損益計算書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)		当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
経常収益		539,997	100.00	511,805	100.00
資金運用収益		539,812		511,641	
役務取引等収益		134		128	
その他経常収益		50		34	
経常費用		292,428	54.15	281,749	55.05
資金調達費用		283,177		274,320	
役務取引等費用		269		275	
その他業務費用		4,418		4,539	
営業経費		2,374		2,385	
その他経常費用		2,187		229	
地方公共団体健全化基金組入額		2,187		216	
その他の経常費用		—		12	
経常利益		247,569	45.85	230,055	44.95
特別利益		233,994	43.33	232,601	45.45
公庫債権金利変動準備金取崩額		220,000		220,000	
利差補てん積立金取崩額		13,994		12,601	
特別損失		465,489	86.20	441,024	86.17
金利変動準備金繰入額		220,000		220,000	
公庫債権金利変動準備金繰入額		245,489		221,024	
当期純利益	1	16,074	2.98	21,632	4.23

### ③ 【純資産変動計算書】

		前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)	金額 (百万円)
出資者資本			
地方公共団体出資金			
当期首残高		16,602	16,602
当期変動額			
当期変動額合計		—	—
当期末残高		16,602	16,602
利益剰余金			
一般勘定積立金			
当期首残高		5,834	13,860
当期変動額			
当期純利益		8,025	15,532
当期変動額合計		8,025	15,532
当期末残高		13,860	29,393
利益剰余金合計			
当期首残高		5,834	13,860
当期変動額			
当期純利益		8,025	15,532
当期変動額合計		8,025	15,532
当期末残高		13,860	29,393
出資者資本合計			
当期首残高		22,436	30,462
当期変動額			
当期純利益		8,025	15,532
当期変動額合計		8,025	15,532
当期末残高		30,462	45,995
評価・換算差額等			
繰延ヘッジ損益			
当期首残高		△1,340	△8,645
当期変動額			
当期純利益		—	—
出資資本以外の項目の当期変動額(純額)		△7,305	2,681
当期変動額合計		△7,305	2,681
当期末残高		△8,645	△5,964
管理勘定利益積立金			
当期首残高		39,517	47,565
当期変動額			
当期純利益		8,048	6,100
当期変動額合計		8,048	6,100
当期末残高		47,565	53,666

区分	注記 番号	金額（百万円）	金額（百万円）
純資産合計			
当期首残高		60,613	69,382
当期変動額			
当期純利益		16,074	21,632
出資資本以外の項目の当期変動額(純額)		△7,305	2,681
当期変動額合計		8,768	24,314
当期末残高		69,382	93,696

#### ④ 【キャッシュ・フロー計算書】

		前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)	金額 (百万円)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー			
当期純利益		16,074	21,632
減価償却費		353	345
資金運用収益		△539,812	△511,641
資金調達費用		283,177	274,320
賞与引当金の増加額 (△は減少額)		△1	6
役員賞与引当金の増加額 (△は減少額)		△0	△0
退職給付引当金の増加額 (△は減少額)		△14	△48
役員退職慰労引当金の増加額 (△は減少額)		△28	△3
地方公共団体健全化基金の増加額		2,187	216
金利変動準備金の増加額		220,000	220,000
公庫債権金利変動準備金の増加額		25,489	1,024
利差補てん積立金の減少額		△13,994	△12,601
貸付金の純増(△)減		△201,628	△155,554
債券の純増減(△)		△211,245	△154,272
借入金の純増減(△)		-	30,000
資金運用による収入		539,475	513,086
資金調達による支出		△279,095	△271,287
その他		△7,434	1,507
営業活動によるキャッシュ・フロー		△166,498	△43,268
II 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券の償還による収入		6,711,500	4,065,600
有価証券の取得による支出		△6,184,118	△4,370,780
有形固定資産の取得による支出		△15	△108
無形固定資産の取得による支出		△195	△75
有形固定資産の売却による収入		-	421
投資活動によるキャッシュ・フロー		527,170	△304,944
III 財務活動によるキャッシュ・フロー			
公営競技納付金収入		6,696	3,830
財務活動によるキャッシュ・フロー		6,696	3,830
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額		-	-
V 現金及び現金同等物の増加額 (△は減少額)		367,368	△344,382
VI 現金及び現金同等物の期首残高		149,264	516,633
VII 現金及び現金同等物の期末残高		516,633	172,250

重要な会計方針

項目	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券の評価は、満期保有目的の債券については償却原価法（定額法）により行っております。	同左
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	時価法によっております。	同左
3. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 20年～41年 その他 2年～19年 (2) 無形固定資産 定額法を採用しております。なお、当地方公共団体金融機構（以下「機構」という。）利用のソフトウェアについては、5年で償却しております。	(1) 有形固定資産 同左 (2) 無形固定資産 同左
4. 繰延資産の処理方法	債券発行費用は、発生した期に全額費用として処理しております。	同左
5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権・債務については通貨スワップもしくは為替予約が付されており、振当処理を行っているため、確定している円貨額を付しております。	同左
6. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払に備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。 (4) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。	(1) 賞与引当金 同左 (2) 役員賞与引当金 同左 (3) 退職給付引当金 同左 (4) 役員退職慰労引当金 同左
7. ヘッジ会計の方法	(1) ヘッジ会計の方法 金利変動リスクのヘッジについて、金利スワップが特例処理の要件を満たす場合には特例処理を採用し、その他の場合には繰延ヘッジ処理を採用しており、為替変動リスクのヘッジについて、振当処理の要件を	(1) ヘッジ会計の方法 同左

項目	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
	<p>満たす場合には振当処理を採用しております。</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象</p> <p>a ヘッジ手段…金利スワップ ヘッジ対象…債券</p> <p>b ヘッジ手段…通貨スワップ ヘッジ対象…外貨建債券</p> <p>c ヘッジ手段…為替予約 ヘッジ対象…外貨預金の元利金の受取</p> <p>(3) ヘッジ方針</p> <p>債券発行に伴う金利変動リスク又は為替変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引又は通貨スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。</p> <p>また、外貨預金の元利金の受取に係る為替変動リスクを回避するため、外貨預金預入時に為替予約を付しております。</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法</p> <p>債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。</p> <p>また、特例処理の要件を満たしている金利スワップ並びに振当処理の要件を満たしている通貨スワップ及び為替予約については、有効性の評価を省略しております。</p>	<p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象</p> <p>a ヘッジ手段…金利スワップ ヘッジ対象…債券及び借入金</p> <p>b ヘッジ手段…通貨スワップ ヘッジ対象…外貨建債券</p> <p>c ヘッジ手段…為替予約 ヘッジ対象…外貨預金の元利金の受取</p> <p>(3) ヘッジ方針</p> <p>金利変動リスク又は為替変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引又は通貨スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。</p> <p>また、外貨預金の元利金の受取に係る為替変動リスクを回避するため、外貨預金預入時に為替予約を付しております。</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法</p> <p>債券及び借入金の相場変動を相殺するヘッジにおいては、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。</p> <p>また、特例処理の要件を満たしている金利スワップ並びに振当処理の要件を満たしている通貨スワップ及び為替予約については、有効性の評価を省略しております。</p>
8. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金預け金」であります。	同左
9. 地方公共団体健全化基金の会計処理	<p>機構法第 46 条第 1 項の規定に基づき地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）第 32 条の 2 の規定による納付金を積み立てるための地方公共団体健全化基金を設けております。また、機構法第 46 条第 5 項の規定に基づき同基金の運用により生じる収益（以下「基金運用益」という。）を地方債の利子の軽減に要する費用に充て、当該基金運用益の額から地方債の利子の軽減に充てた金額を差し引いてなお、剰余があるときは、当該剰余の額を同基金に組み入れ、基金運用益の額が地方債の利子の軽減に充てる金額に不足するときは、同条第 6 項の規定に基づき前年度までに組み入れた額及び当該不足する事業年度に納付された納付金の額の合計額を限度として同基金を取り崩すこととしております。</p>	同左



項目	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
10. 金利変動準備金及び 公庫債権金利変動 準備金の会計処理	<p>金利変動準備金の会計処理については、機構が発行した債券の借換え（公営企業債券の借換えを除く。）に伴う金利変動リスクに備えるため、機構法第38条第1項、第3項及び機構法附則第9条第8項の規定に基づき、「地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令」（平成20年総務省令第87号。以下「财会省令」という。）第34条及び「公営企業金融公庫法の廃止に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令」（平成20年政令第226号。以下「整備令」という。）第22条に定めるところにより算出した額を計上しております。</p> <p>また、公庫債権金利変動準備金の会計処理については、公営企業債券の借換えに伴う金利変動リスクに備えるため、機構法附則第9条第9項及び第10項、第13条第5項及び第7項の規定に基づき、「地方公共団体金融機構の公庫債権管理業務に関する省令」（平成20年総務省・財務省令第2号。以下「管理業務省令」という。）第1条から第3条まで、同省令附則第3条及び第5条に定めるところにより算出した額を計上しております。</p>	同左
11. 利差補てん積立金の 会計処理	<p>公営企業金融公庫（以下「旧公庫」という。）が利子を軽減して貸し付けた資金に係るものについて、当該資金の利子の軽減に充てるため、機構法附則第9条第13項、第13条第8項、整備令第26条第1項、第3項及び第4項の規定に基づき、管理業務省令第5条に定めるところにより算出した額を計上しております。</p>	同左
12. 管理勘定利益積立金の 会計処理	<p>管理勘定において生じた利益については、機構法附則第13条第8項及び整備令第26条第2項の規定に基づき、利益剰余金と区分して、管理勘定利益積立金として計上しております。</p>	同左
13. 消費税等の会計処理	<p>消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>	同左

追加情報

項目	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用	—————	当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しております。

会計方針の変更

項目	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
資産除去債務に関する会計基準等の適用	<p>当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。この変更による影響は軽微であります。</p> <p>なお、資産除去債務の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。</p>	—————

注記事項等

(貸借対照表関係)

項目	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
1. 有形固定資産の減価償却累計額	193 百万円	186 百万円
2. 貸付金	<p>貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権はありません。また、過去における貸倒実績はありません。よって、貸倒引当金は計上しておりません。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。</p> <p>延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。</p> <p>3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>なお、東日本大震災により償還事務に支障を生じた被災16団体に対して、元利金（期末日現在2,543百万円）の払込期日を延長する措置を講じております。当該団体への貸付金の回収可能性に問題はないものと判断しております。</p>	<p>貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権はありません。また、過去における貸倒実績はありません。よって、貸倒引当金は計上しておりません。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。</p> <p>延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。</p> <p>3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>なお、前期末において東日本大震災により払込期日を延長した元利金（前期末日現在2,543百万円）は、平成23年9月20日までに全額償還されております。</p>
3. 担保提供資産	<p>機構法第40条第2項の規定に基づき、機構の総資産を地方公共団体金融機構債券等18,327,190百万円の一般担保に供しております。</p>	<p>(1) 機構法第40条第2項の規定に基づき、機構の総資産を地方公共団体金融機構債券等18,176,696百万円の一般担保に供しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引の担保として、有価証券469百万円を差し入れております。</p>
4. 特別法上の準備金等	<p>(1) 金利変動準備金 機構法第38条第1項、第3項及び機構法附則第9条第8項の規定に基づくものであります。</p>	<p>(1) 金利変動準備金 同左</p>

項目	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
	(2) 公庫債権金利変動準備金 機構法附則第9条第9項及び第10項、第13条第5項及び第7項の規定に基づくものであります。	(2) 公庫債権金利変動準備金 同左
	(3) 利差補てん積立金 機構法附則第9条第13項、第13条第8項、整備令第26条第1項、第3項及び第4項の規定に基づくものであります。	(3) 利差補てん積立金 同左

(損益計算書関係)

項目	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
当期純利益の勘定別内訳	一般勘定 8,025 百万円 管理勘定 8,048 百万円	一般勘定 15,532 百万円 管理勘定 6,100 百万円

(金融商品関係)

I 前事業年度

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

機構が、健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場からの確固たる信託を獲得するためには、金利リスクをはじめとする様々なリスクを適切に管理する必要があります。

機構では、各種リスクに適切に対応するために、リスク分析・管理の高度化を図りつつ、統合的なリスク管理を行っております。

このため、機構全体のリスク管理を統括する統合的リスク管理委員会や各事業部門のリスクについて統合的な把握・管理を行うリスク管理統括課を設けるなど、適切にリスク管理を行う体制を整備するとともに、こうしたリスク管理の内容を適切に経営判断に反映できるようにしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

機構においては、資金調達には10年債の発行が主体であるのに対して、貸付けは最長30年の元利均等償還貸付であり、貸付けと資金調達のための債券の期間に大きな差異が生じることから、債券借換え時の金利リスク（債券支払利息が貸付受取利息を上回り、逆鞘となるリスク）が大きいという特性があります。

このため、機構においては、金利変動準備金を設けてリスクに備えているほか、統合的リスク管理委員会とは別にALM委員会を設け、資産・負債の総合的な分析・管理を適時・適切に行っております。具体的には、シナリオ分析、VaR分析、デュレーション分析等を通じて、中長期的な経営分析やリスク分析・評価を行ったうえで、超長期債の発行等様々な手段によって、貸付けと調達の期間の差異を縮小し、金利リスクを軽減するよう努めております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

[1]信用リスク

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により資産の価値が減少ないし消失し、機構が損失を被るリス

クのことで、貸付債権に係る信用リスクのほか、市場取引に係る信用リスクがあります。

#### ①貸付債権に係る信用リスク

機構の貸付対象は、地方公共団体に限定されており、以下の理由等から、地方公共団体が債務者である貸付債権については、債務不履行が生じないような仕組みとなっております。実際、旧公庫時代を含めこれまでに貸倒れは1件も発生しておりません。

- ・国は、地方財政計画の歳出において、公債費（地方債の元利償還金）を計上し、公債費を含めた歳出総額と歳入総額が均衡するよう地方交付税の総額を確保すること等によって地方債の元利償還に必要な財源を保障しているほか、地方交付税の算定において標準的な財政需要額（基準財政需要額）に一定の地方債の元利償還金の一部を算入することにより、個々の地方公共団体の地方債に対して元利償還金の財源を措置していること。
- ・地方債協議制度の下における審査に当たり、地方債の元利償還の状況、税収入確保及び財源確保の状況等について留意することとされているほか、地方債の信用維持等のため、「元利償還費」又は「決算収支の赤字」が一定水準以上となった地方公共団体は、地方債の発行に許可を要することとする等の早期是正措置が講じられていること。
- ・「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成19年法律第94号）において、財政指標が早期健全化基準に該当する団体については自主的な改善努力に基づく財政健全化が、財政再生基準に該当する団体については地方債の償還を含め国等の関与による財政再生が、それぞれ行われること。

なお、機構は「銀行法」（昭和56年法律第59号）及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（金融再生法）」（平成10年法律第132号）の対象ではありませんが、旧公庫時代に行った、地方道路公社に対する貸付けについては、金融庁の「金融検査マニュアル」に沿って自己査定を実施しております。

#### ②市場取引に係る信用リスク

取引先金融機関の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少又は消失し、損失を被るリスクがあります。

このため、取引先を格付等の基準を満たしている金融機関に限定しつつ、リスク分散を図るため取引先ごとに定めた与信枠の範囲内で取引を行うとともに、財務状況等をモニタリングすることにより信用リスクを適切に管理しております。

また、デリバティブ取引の価値の変動に伴う信用リスクを抑制するため、全てのデリバティブの取引先との間にISDAマスター契約及びCSA（Credit Support Annex）と呼ばれる信用補完契約を締結しております。

### [2]市場リスク

市場リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替等の市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債の価値が変動し、機構が損失を被るリスク、又は資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことで、金利リスク、為替リスク、物価変動リスク、価格変動リスクがあります。

#### ①金利リスク

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間の差異が存在している中で金利が変動することにより、利益が減少又は損失を被るリスクのことであります。

機構は、地方公共団体に対し、最長30年で貸付けを行います。一方で貸付原資の大部分を期間10年の債券発行を中心に賄うため、借換えに伴う金利リスクを負っております。

このような貸付けと資金調達のための債券の期間のギャップに伴う金利リスクについて、機構は、以下のように対応することとしております。

- ・貸付けと資金調達のための債券の期間のギャップに伴う金利リスクに適切に備えるため、所要の金利変動準備金等を積み立てております。
- ・今後、地方公共団体に対する貸付け、資金調達等を行うことにより資産・負債の拡大する一般勘定においては、リスク対応のより一層の充実を図るため、ALM 分析を適時・適切に実施するとともに、(1) アウトライヤー比率（上下 200bp の平行移動による金利リスク量の自己資本に対する比率。金利変動準備金及び地方公共団体健全化基金も自己資本に相当するものとしております。）をおおむね 20%以下、(2) デュレーションギャップをおおむね 2 年以下とする平成 21 年度から平成 25 年度までの中期の管理目標を設定し、償還期間が 10 年を超える超長期債の継続的な発行等により、金利リスクの軽減に努めていきます。
- ・なお、旧公庫が貸し付けた資金に係る債権の管理等を行う管理勘定においては、現在、一般勘定に比べて大きな金利リスクを負っておりますが、上記のとおり所要の金利変動準備金を積み立てております。

また、債券発行による資金調達から地方公共団体に対する貸付けまでの期間に金利が変動することにより、利益が減少又は損失を被るパイプラインリスクを負っております。機構は、スワップ取引の活用によってパイプラインリスクヘッジに取り組んでおります。

## ②為替リスク等

債券発行に伴う元利金について、外貨建債券における為替レートの変動に係るリスク、変動利付債における金利変動に係るリスク、物価連動債における償還元利金の変動に係るリスク等については、スワップ取引によってヘッジしております。

余裕金の運用については、価格の下落により有価証券の売却損が発生するリスクや、外国為替相場の変動による外貨預金の実現損が発生するリスクを負っております。このため、原則としてこれらを満期保有とすることにより価格変動リスクを極小化するとともに、為替予約により為替リスクをヘッジしております。

## ③市場リスクに係る定量的情報

機構において、市場リスクのうちで主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、貸付金、債券であります。

一般勘定の貸付金、債券については、管理目標を定め、アウトライヤー比率を金利リスク管理にあたっての定量的分析に利用しております。

具体的には、保有する債券の年限構成を考慮して償還期間が 10 年を超える超長期債を含む様々な年限の債券発行等を行うことにより、平成 21 年度から平成 25 年度までの間、アウトライヤー比率がおおむね 20%以下となるよう努めております。

アウトライヤー比率は以下の条件に基づき算出しております。

- ・将来キャッシュ・フローについて

貸付金については、金利方式ごとに区分して将来キャッシュ・フローを算出しております。なお、将来の繰上償還は見込んでおりません。

債券のうち固定利付債券については、償還計画に基づき将来キャッシュ・フローを算出しております。金利スワップの特例処理適用後の変動利付債券については固定利付債券として将来キャッシュ・フローを算出しております。

- ・指標となる金利について

貸付金、債券の評価にあたっては、平成 23 年 3 月 31 日現在の国債レートを用いております。

・アウトライヤー比率の算出について

アウトライヤー比率の算出にあたっては、平成 23 年 3 月 31 日現在、金利を除くリスク変数が一定であることを前提に、指標となる金利（国債レート）が一律 200 ベーシス・ポイント（2.00%）上昇あるいは下落すると想定した場合に、時価損失額が大きくなる方の額を自己資本に相当する額で除することにより算出しております。

平成 23 年 3 月 31 日現在のアウトライヤー比率については以下のとおりであります。

なお、金利下落よりも金利上昇を想定した場合に、時価損失額が大きくなることを把握しているため、200 ベーシス・ポイントの金利上昇の場合のみ算出しております。

○ アウトライヤー比率 （ ）内は前年度比

（単位：億円）

	アウトライヤー比率 (a)=- (b) / (e)	200 ベーシス・ポイントの金利上昇による時価変動額 (利益はプラス、損失はマイナス)			自己資本に 相当する額 (e)
		合計 (b)=(c)+(d)	貸付金 (c)	債券 (d)	
一般勘定	14.6% (+6.0%)	△2,339 (△1,169)	△6,926 (△3,284)	+4,587 (+2,116)	15,976 (+2,296)

管理勘定の貸付金、債券については、既存の貸付金をその償還終了まで管理するために必要に応じて債券発行により資金を調達するに留まるものであります。このため、金利リスクの定量的情報の算出結果を ALM 委員会に報告し、金利リスクの状況あるいは推移等の確認を行っておりますが、管理目標を定めておらず、金利リスク管理について定量的分析は利用しておりません。

管理勘定におけるこれらの金融商品について、金利リスク以外のリスク変数が一定の場合、平成 23 年 3 月 31 日現在の金利が 10 ベーシス・ポイント高ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価は 683 億円減少するものと考えられます。また、反対に金利が 10 ベーシス・ポイント低ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価は 693 億円増加するものと考えられます。

[3]流動性リスク

流動性リスクとは、運用と調達の期間の差異や予期せぬ資金流出により、必要な資金確保が困難になること、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより、機構が損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により、市場において取引ができなくなったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより、機構が損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことであります。

地方公共団体に対する貸付けについては、その実施時期をあらかじめ定めていることに加え、四半期ごとに資金計画を立て、日々の資金繰りを管理しており、流動性リスクは極めて小さい構造となっております。さらに、不測の事態に備えて複数の金融機関と当座貸越契約を締結するとともに、余裕金についても短期で運用することとしております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 貸付金	22,231,856	23,462,149	1,230,239
(2) 有価証券 満期保有目的のもの	457,590	457,582	△7
(3) 現金預け金	516,633	516,633	-
資産計	23,206,079	24,436,365	1,230,285
債券	18,327,190	18,873,549	546,359
負債計	18,327,190	18,873,549	546,359
デリバティブ取引(*1) ヘッジ会計が適用されているもの	△789	△789	-
デリバティブ取引計	△789	△789	-

(\*1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については△で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 貸付金

貸付金については、繰上償還等を見込んだ将来のキャッシュフローに、平成23年3月31日現在の国債レートをを用いて算出した割引率を割り引いて時価を算定しております。

(2) 有価証券

すべて満期保有目的の債券であり、国庫短期証券については、市場価格を時価としております。

また、譲渡性預金については、全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が貸借対照 表計上額を超え るもの	-	-	-	-
	小計	-	-	-
時価が貸借対照 表計上額を越え ないもの	国庫短期証券	86,990	86,982	△7
	譲渡性預金	370,600	370,600	-
	小計	457,590	457,582	△7
合計		457,590	457,582	△7



(3) 現金預け金

満期のない預金については、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預金についても、全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

負債

債券

機構の発行する債券の時価は、市場価格のあるものについては市場価格によっており、市場価格のないものについては、元利金の合計額を同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。

また、外貨建債券については、通貨スワップの振当処理の対象とされており、当該債券の時価とスワップ取引の時価の合計額により算定しております。

なお、変動金利による債券については、金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。

デリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているもの

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等		時価	当該時価の算定方法
				うち1年超		
原則的処理方法	金利スワップ取引 支払変動・受取固定	債券	100,000	100,000	△789	取引先金融機関から提示された価格によっている。
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	債券	95,000	95,000	※1	
通貨スワップの振当処理	通貨スワップ取引	外貨建債券	483,090	483,090	※2	
為替予約等の振当処理	為替予約	外貨預金	138,000	-	※2	
合計			816,090	678,090	△789	

※1 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象である債券と一体として処理されているため、その時価は、当該債券の時価に含めて記載しております。

※2 通貨スワップ及び為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象である外貨建債券及び外貨預金と一体として処理されているため、その時価は、当該債券等の時価に含めて記載しております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超	2年超	3年超	4年超	5年超	10年超	20年超
		2年以内	3年以内	4年以内	5年以内	10年以内	20年以内	30年以内
貸付金	1,579,622	1,551,565	1,544,319	1,510,292	1,478,709	6,288,292	6,911,416	1,367,638
有価証券								
満期保有目的のもの	457,590	-	-	-	-	-	-	-
預け金	516,632	-	-	-	-	-	-	-

(注3) 債券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超	2年超	3年超	4年超	5年超	10年超	20年超
		2年以内	3年以内	4年以内	5年以内	10年以内	20年以内	30年以内
債券	2,176,130	2,030,560	2,164,070	1,931,670	1,680,970	6,865,040	1,286,338	211,452

## II 当事業年度

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

機構が、健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場からの確固たる信託を獲得するためには、金利リスクをはじめとする様々なリスクを適切に管理する必要があります。

機構では、各種リスクに適切に対応するために、リスク分析・管理の高度化を図りつつ、統合的なリスク管理を行っております。

このため、機構全体のリスク管理を統括する統合的リスク管理委員会や各事業部門のリスクについて統合的な把握・管理を行うリスク管理統括課を設けるなど、適切にリスク管理を行う体制を整備するとともに、こうしたリスク管理の内容を適切に経営判断に反映できるようにしております。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

機構においては、資金調達には10年債の発行が主体であるのに対して、貸付けは最長30年の元利均等償還貸付であり、貸付けと資金調達のための債券及び借入金の期間に大きな差異が生じることから、債券等借換え時の金利リスク（債券等支払利息が貸付受取利息を上回り、逆鞘となるリスク）が大きいという特性があります。

このため、機構においては、金利変動準備金を設けてリスクに備えているほか、統合的リスク管理委員会とは別にALM委員会を設け、資産・負債の総合的な分析・管理を適時・適切に行っております。ALM委員会は原則年4回開催し、シナリオ分析、VaR分析、デュレーション分析等多様な分析を通じて、中長期的な経営分析やリスク分析・評価を行ったうえで、分析結果を債券発行計画等機構の経営に反映し、金利リスクを軽減するよう努めております。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### [1]信用リスク

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により資産の価値が減少ないし消失し、機構が損失を被るリスクのことで、貸付債権に係る信用リスクのほか、市場取引に係る信用リスクがあります。

### ①貸付債権に係る信用リスク

機構の貸付対象は、地方公共団体に限定されております。地方公共団体は、BIS規制においてリスクウェイトがゼロ（一定のものを除く。）とされており、また、以下の理由等から、地方公共団体が債務者である貸付債権については、債務不履行が生じないような仕組みとなっております。実際、旧公庫時代を含め、これまでに貸倒れは1件も発生しておりません。

- ・国は、地方財政計画の歳出において、公債費（地方債の元利償還金）を計上し、公債費を含めた歳出総額と歳入総額が均衡するよう地方交付税の総額を確保すること等によって地方債の元利償還に必要な財源を保障しているほか、地方交付税の算定において標準的な財政需要額（基準財政需要額）に一定の地方債の元利償還金の一部を算入することにより、個々の地方公共団体の地方債に対して元利償還金の財源を措置していること。
- ・地方債協議制度の下における審査に当たり、地方債の元利償還の状況、税収入確保及び財源確保の状況等について留意することとされているほか、地方債の信用維持等のため、「元利償還費」又は「決算収支の赤字」が一定水準以上となった地方公共団体は、地方債の発行に許可を要することとする等の早期是正措置が講じられていること。
- ・「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成19年法律第94号）において、財政指標が早期健全化基準に該当する団体については自主的な改善努力に基づく財政健全化が、財政再生基準に該当する団体については地方債の償還を含め国等の関与による財政再生が、それぞれ行われること。

なお、機構は「銀行法」（昭和56年法律第59号）及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（金融再生法）」（平成10年法律第132号）の対象ではありませんが、旧公庫時代に行った、地方道路公社に対する貸付けについては、金融庁の「金融検査マニュアル」に沿って自己査定を実施しております。

### ②市場取引に係る信用リスク

取引先金融機関の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少又は消失し、損失を被るリスクがあります。

このため、取引先を格付等の基準を満たしている金融機関に限定しつつ、リスク分散を図るため取引先ごとに定めた与信枠の範囲内で取引を行うとともに、財務状況等をモニタリングし、信用状況が悪化した場合は新規取引停止、解約等の措置を講ずることにより、信用リスクを適切に管理しております。

また、デリバティブ取引の価値の変動に伴う信用リスクを抑制するため、全てのデリバティブの取引先との間にISDAマスター契約及びCSA（Credit Support Annex）と呼ばれる信用補完契約を締結しております。

## [2]市場リスク

市場リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替等の市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債の価値が変動し、機構が損失を被るリスク、又は資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことで、金利リスク、為替リスク、物価変動リスク、価格変動リスクがあります。

### ①金利リスク

金利リスクとは、金利変動に伴い利益が減少する又は損失を被るリスクのことであります。

機構は、地方公共団体に対し、最長30年で貸付けを行います。一方で貸付原資については期間10年の債券発行を中心に賄うため、借換えに伴う金利リスクを負っております。

このような貸付けと資金調達のための債券及び借入金の期間の差異に伴う金利リスクについて、機構は、以下のように対応することとしております。

- ・貸付けと資金調達のための債券及び借入金の期間の差異に伴う金利リスクに適切に備えるため、所要の金利

変動準備金等を積み立てております。

- ・今後、地方公共団体に対する貸付け、資金調達等を行うことにより資産・負債の拡大する一般勘定においては、リスク管理のより一層の充実を図るため、ALM 分析を適時・適切に実施するとともに、(1) アウトライヤー比率（上下 200bp の平行移動による金利リスク量の自己資本に対する比率。金利変動準備金及び地方公共団体健全化基金も自己資本に相当するものとしております。）をおおむね 20%以下、(2) デュレーションギャップをおおむね 2 年以下とする平成 21 年度から平成 25 年度までの中期の管理目標を設定し、償還期間が 10 年を超える超長期債の継続的な発行等により、金利リスクの軽減に努めていきます。
- ・旧公庫が貸し付けた資金に係る債権の管理等を行う管理勘定においては、現在、一般勘定に比べて大きな金利リスクを負っておりますが、上記のとおり所要の金利変動準備金を積み立てております。なお、平成 24 年度から平成 26 年度までの 3 年間で、機構法附則第 14 条の規定に基づき、総額 1 兆円を目途として管理勘定の金利変動準備金の一部を国に納付することとされましたが、これは、機構の経営状況を踏まえ、管理勘定の将来にわたる円滑な運営に必要な額を上回ると認められた額を納付するものです。

また、資金調達と地方公共団体に対する貸付けの時期の不一致により、その期間に金利が変動することで利益が減少する又は損失を被るパイプラインリスクを負っております。機構は、スワップ取引の活用によってパイプラインリスクヘッジに取り組んでおります。

## ②為替リスク等

債券発行に伴う元利金について、外貨建債券における為替レートの変動に係るリスク、変動利付債における金利変動に係るリスク、物価連動債における償還元利金の変動に係るリスク等については、スワップ取引によってヘッジしております。

余裕金の運用については、価格の下落により有価証券の売却損が発生するリスクや、外国為替相場の変動による外貨預金の実現損が発生するリスクを負っております。このため、原則としてこれらを満期保有とすることにより価格変動リスクを極小化するとともに、為替予約により為替リスクをヘッジしております。

## ③市場リスクに係る定量的情報

機構において、市場リスクのうちで主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、貸付金、債券及び借入金であります。

一般勘定の貸付金、債券及び借入金については、管理目標を定め、アウトライヤー比率を金利リスク管理にあたっての定量的分析に利用しております。

具体的には、保有する債券の年限構成を考慮して償還期間が 10 年を超える超長期債を含む様々な年限の債券発行等を行うことにより、平成 21 年度から平成 25 年度までの間、アウトライヤー比率がおおむね 20%以下となるよう努めております。

アウトライヤー比率は以下の条件に基づき算出しております。

- ・将来キャッシュ・フローについて

貸付金については、金利方式ごとに区分して将来キャッシュ・フローを算出しております。なお、将来の繰上償還は見込んでおりません。

債券のうち固定利付債券及び借入金については、償還計画に基づき将来キャッシュ・フローを算出しております。金利スワップの特例処理適用後の変動利付債券については固定利付債券として将来キャッシュ・フローを算出しております。

・指標となる金利について

貸付金、債券及び借入金の評価にあたっては、平成24年3月31日現在の国債レートを用いております。

・アウトライヤー比率の算出について

アウトライヤー比率の算出にあたっては、平成24年3月31日現在、金利を除くリスク変数が一定であることを前提に、指標となる金利（国債レート）が一律200ベース・ポイント（2.00%）上昇あるいは下落すると想定した場合に、時価損失額が大きくなる方の額を自己資本に相当する額で除することにより算出しております。

平成24年3月31日現在のアウトライヤー比率については以下のとおりであります。

なお、金利下落よりも金利上昇を想定した場合に、時価損失額が大きくなることを把握しているため、200ベース・ポイントの金利上昇の場合のみ算出しております。

○ アウトライヤー比率 ( ) 内は前年度比

(単位：百万円)

	アウトライヤー比率 (a)=- (b) / (e)	200 ベース・ポイントの金利上昇による時価変動額 (利益はプラス、損失はマイナス)			自己資本に 相当する額 (e)
		合計 (b)=(c)+(d)	貸付金 (c)	債券及び 借入金 (d)	
一般勘定	17.5% (+2.9%)	△321,992 (△88,064)	△998,914 (△306,305)	+676,921 (+218,240)	1,839,901 (+242,261)

管理勘定の貸付金、債券については、既存の貸付金をその償還終了まで管理するために必要に応じて債券発行により資金を調達するに留まるものであります。このため、金利リスクの定量的情報の算出結果をALM委員会に報告し、金利リスクの状況あるいは推移等の確認を行っておりますが、管理目標を定めておらず、金利リスク管理について定量的分析は利用しておりません。

管理勘定におけるこれらの金融商品について、金利リスク以外のリスク変数が一定の場合、平成24年3月31日現在の金利が10ベース・ポイント高ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価は61,644百万円減少するものと考えられます。また、反対に金利が10ベース・ポイント低ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価は62,558百万円増加するものと考えられます。

[3]流動性リスク

流動性リスクとは、運用と調達の期間の差異や予期せぬ資金流出により、必要な資金確保が困難になること、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達が余儀なくされることにより、機構が損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により、市場において取引ができなくなったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより、機構が損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことであります。

地方公共団体に対する貸付けについては、その実施時期をあらかじめ定めていることに加え、四半期ごとに資金計画を立て、日々の資金繰りを管理しており、流動性リスクは極めて小さい構造となっております。さらに、不測の事態に備えて複数の金融機関と当座貸越契約を締結するとともに、余裕金についても短期で運用することとしております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成 24 年 3 月 31 日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 貸付金	22,387,411	23,797,792	1,410,381
(2) 有価証券 満期保有目的のもの	762,987	762,979	△8
(3) 現金預け金	172,250	172,250	-
資産計	23,322,648	24,733,021	1,410,373
(1) 債券	18,176,696	18,890,039	713,343
(2) 借入金	30,000	30,072	72
負債計	18,206,696	18,920,112	713,416
デリバティブ取引(*1) ヘッジ会計が適用されているもの	222	222	-
デリバティブ取引計	222	222	-

(\*1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については△で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 貸付金

貸付金については、繰上償還等を見込んだ将来のキャッシュフローを、平成 24 年 3 月 31 日現在の国債レートをを用いて算出した割引率で割り引いて時価を算定しております。

(2) 有価証券

すべて満期保有目的の債券であり、国庫短期証券については、市場価格を時価としております。

また、譲渡性預金については、全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が貸借対照 表計上額を超え るもの	-	-	-	-
	小計	-	-	-
時価が貸借対照 表計上額を越え ないもの	国庫短期証券	96,987	96,979	△8
	譲渡性預金	666,000	666,000	-
	小計	762,987	762,979	△8
合計		762,987	762,979	△8

## (3) 現金預け金

満期のない預金については、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預金についても、全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

負債

## (1) 債券

機構の発行する債券の時価は、市場価格のあるものについては市場価格によっており、市場価格のないものについては、元利金の合計額を同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。

また、外貨建債券については、通貨スワップの振当処理の対象とされており、当該債券の時価とスワップ取引の時価の合計額により算定しております。

なお、変動金利による債券については、金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。

## (2) 借入金

借入金の時価は、元利金の合計額を機構の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。

デリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているもの

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

ヘッジ会計 の方法	デリバティブ 取引の種類等	主なヘッジ 対象	契約額等		時価	当該時価の 算定方法
				うち1年超		
原則的処理方法	金利スワップ取引 支払変動・受取固定	債券 借入金	44,500	44,500	222	取引先金融機関か ら提示された価格 によっている。

金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	債券	95,000	95,000	※1	
通貨スワップの振当処理	通貨スワップ取引	外貨建債券	551,494	551,494	※2	
為替予約等の振当処理	為替予約	外貨預金	125,000	-	※2	
合計			815,994	690,994	222	

※1 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象である債券と一体として処理されているため、その時価は、当該債券の時価に含めて記載しております。

※2 通貨スワップ及び為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象である外貨建債券及び外貨預金と一体として処理されているため、その時価は、当該債券等の時価に含めて記載しております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超 20年以内	20年超 30年以内
貸付金	1,555,010	1,552,019	1,548,246	1,540,203	1,481,212	6,369,714	6,939,819	1,401,184
有価証券								
満期保有目的のもの	762,987	-	-	-	-	-	-	-
預け金	172,249	-	-	-	-	-	-	-

(注3) 債券及び借入金の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超 20年以内	20年超 30年以内
債券	2,030,560	2,164,070	1,931,670	1,680,970	1,560,228	7,058,245	1,549,120	220,000
借入金	-	-	-	-	-	30,000	-	-

(有価証券関係)

I 前事業年度末

満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成23年3月31日現在)

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額	うち益	うち損
国庫短期証券	86,990	86,982	△7	-	△7
譲渡性預金	370,600	370,600	-	-	-
合計	457,590	457,582	△7	-	△7

(注) 1. 国庫短期証券の時価は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。



2. 譲渡性預金は、帳簿価額を時価としております。
3. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

## II 当事業年度末

満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成 24 年 3 月 31 日現在）

（単位：百万円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額	うち益	うち損
国庫短期証券	96,987	96,979	△8	—	△8
譲渡性預金	660,000	660,000	—	—	—
合計	762,987	762,979	△8	—	△8

- （注）
1. 国庫短期証券の時価は、当事業年度末における市場価格に基づいております。
  2. 譲渡性預金は、帳簿価額を時価としております。
  3. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

## (デリバティブ取引関係)

項目	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
取引の状況に関する事項	<p>1. 取引の内容            機構の行っているデリバティブ取引は、金利関連取引については金利スワップ、通貨関連取引については通貨スワップ及び為替予約であります。</p> <p>2. 取組方針及び利用目的            金利スワップ、通貨スワップ及び為替予約については、将来の金利、為替の変動に伴うリスクの回避を目的として行っており、投機的な取引は行わない方針であります。</p> <p>金利スワップについては資金調達に係る将来の金利変動リスクを回避する目的で、通貨スワップ取引及び為替予約についてはそれぞれ外貨建債券発行及び外貨預金における為替変動リスクを回避する目的で利用しております。</p> <p>なお、金利スワップ取引、通貨スワップ取引及び為替予約の会計処理は、ヘッジ会計を採用しております。</p> <p>(1) ヘッジ会計の方法            金利変動リスクのヘッジについて、金利スワップが特例処理の要件を満たす場合には特例処理を採用し、その他の場合には繰延ヘッジ処理を採用しており、為替変動リスクのヘッジについて、振当処理の要件を満たす場合には振当処理を採用しております。</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象            a ヘッジ手段・・・金利スワップ            ヘッジ対象・・・債券            b ヘッジ手段・・・通貨スワップ            ヘッジ対象・・・外貨建債券            c ヘッジ手段・・・為替予約            ヘッジ対象・・・外貨預金の元利金の受取</p> <p>(3) ヘッジ方針            債券発行に伴う金利変動リスク又は為替変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引又は通貨スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。</p> <p>また、外貨預金の元利金の受取に係る為替変動リスクを回避するため、外貨預金預入時に為替予約を付しております。</p>	<p>1. 取引の内容            同左</p> <p>2. 取組方針及び利用目的            同左</p> <p>(1) ヘッジ会計の方法            同左</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象            a ヘッジ手段・・・金利スワップ            ヘッジ対象・・・債券及び借入金            b ヘッジ手段・・・通貨スワップ            ヘッジ対象・・・外貨建債券            c ヘッジ手段・・・為替予約            ヘッジ対象・・・外貨預金の元利金の受取</p> <p>(3) ヘッジ方針            金利変動リスク又は為替変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引又は通貨スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。</p> <p>また、外貨預金の元利金の受取に係る為替変動リスクを回避するため、外貨預金預入時に為替予約を付しております。</p>

項目	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
	<p>(4) ヘッジ有効性評価の方法</p> <p>債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。</p> <p>また、特例処理の要件を満たしている金利スワップ並びに振当処理の要件を満たしている通貨スワップ及び為替予約については、有効性の評価を省略しております。</p> <p>3. 取引に係るリスクの内容</p> <p>デリバティブ取引に関する主なリスクには市場リスク及び信用リスクがあります。市場リスクとは、市場の価格の変動によって将来の収益が変動するリスクであります。信用リスクとは、取引の相手方が倒産等により契約を履行できなくなり損失を被るリスクであります。</p> <p>ヘッジ目的のデリバティブ取引は、市場リスクについてはヘッジ対象の市場リスクと相殺されます。信用リスクについては、全てのデリバティブの取引先との間に ISDA マスター契約及び CSA を締結することにより抑制しております。また、取引の再構築コスト及び取引先の信用力を常時把握するとともに、取引先を分散させております。</p> <p>4. 取引に係るリスク管理体制</p> <p>デリバティブ取引の執行管理については、取引権限及び取引限度額を定めた運用管理基準に従い、資金部が決裁担当者の承認を得て行っております。</p> <p>また、デリバティブ取引の総量、リスク状況、時価評価額及びカウンターパーティーの信用リスクの状況について、定期的に統合的リスク管理委員会へ報告しております。</p>	<p>(4) ヘッジ有効性評価の方法</p> <p>債券及び借入金の相場変動を相殺するヘッジにおいては、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。</p> <p>また、特例処理の要件を満たしている金利スワップ並びに振当処理の要件を満たしている通貨スワップ及び為替予約については、有効性の評価を省略しております。</p> <p>3. 取引に係るリスクの内容</p> <p>同左</p> <p>4. 取引に係るリスク管理体制</p> <p>同左</p>

## (退職給付関係)

項目	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
1. 採用している退職給付制度の概要	機構は、確定給付型の制度として、厚生年金基金制度及び退職一時金制度を設けております	同左
2. 退職給付債務に関する事項	退職給付債務の額 344 百万円 年金資産の額 149 百万円 退職給付引当金の額 195 百万円	退職給付債務の額 298 百万円 年金資産の額 151 百万円 退職給付引当金の額 146 百万円
3. 退職給付費用に関する事項	退職給付費用の額 5 百万円 退職一時金に係る退職給付費用の額 2 百万円 厚生年金基金に係る退職給付費用の額 2 百万円	退職給付費用の額 9 百万円 退職一時金に係る退職給付費用の額 4 百万円 厚生年金基金に係る退職給付費用の額 5 百万円
4. 退職給付債務の計算の基礎に関する事項	退職給付債務の算定は簡便法によっております。	同左

## (重要な後発事象)

## 国庫納付について

平成 24 年度から平成 26 年度までの各年度において、総額 1 兆円を目途として、「地方公共団体金融機構法」(平成 19 年法律第 64 号) 附則第 14 条の規定に基づき、公庫債権金利変動準備金の一部を国に帰属させることとなり、平成 24 年度においては「平成 24 年度における地方公共団体金融機構法附則第 14 条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令」(平成 24 年総務省・財務省令第 2 号) に基づき、同準備金 3,500 億円を取り崩し、同額を国庫に納付しております。

(勘定別情報関係)  
当事業年度

勘定別情報（貸借対照表関係）  
（平成24年3月31日現在）

（単位：百万円）

科 目	一般勘定	管理勘定	相殺等	機構
資産の部				
貸付金	5,351,164	17,036,246		22,387,411
有価証券	762,987			762,987
現金預け金	172,250			172,250
その他資産	2,628	12,266		14,894
有形固定資産	2,563			2,563
無形固定資産	600			600
一般勘定貸		820,207	△ 820,207	
地方公共団体健全化基金管理勘定貸	292,831		△ 292,831	
資産の部合計	6,585,025	17,868,720	△ 1,113,038	23,340,707
負債の部				
債券	3,892,818	14,283,877		18,176,696
借入金	30,000			30,000
その他負債	1,872	13,500		15,373
賞与引当金	47			47
役員賞与引当金	6			6
退職給付引当金	146			146
役員退職慰労引当金	23			23
地方公共団体健全化基金	919,871			919,871
基本地方公共団体健全化基金	911,935			911,935
組入地方公共団体健全化基金	7,936			7,936
管理勘定借	820,207		△ 820,207	
地方公共団体健全化基金一般勘定借		292,831	△ 292,831	
特別法上の準備金等	880,000	3,224,844		4,104,844
金利変動準備金	880,000			880,000
公庫債権金利変動準備金		3,137,557		3,137,557
利差補てん積立金		87,287		87,287
負債の部合計	6,544,995	17,815,054	△ 1,113,038	23,247,010
純資産の部				
地方公共団体出資金	16,602			16,602
利益剰余金	29,393			29,393
一般勘定積立金	29,393			29,393
評価・換算差額等	△ 5,964			△ 5,964
管理勘定利益積立金		53,666		53,666
純資産の部合計	40,030	53,666		93,696
負債及び純資産の部合計	6,585,025	17,868,720	△ 1,113,038	23,340,707

(注) 1. 一般勘定、管理勘定

管理勘定は、機構法附則第13条第1項の規定に基づく機構が旧公庫から承継した債権の管理及び回収の業務並びにこれに附帯する業務（公庫債権管理業務）を行うための勘定であり、同条第3項の規定に基づき、その他の経理（一般勘定）と区分して整理しております。

2. 一般勘定積立金、管理勘定利益積立金

損益計算書において計上した一般勘定の「当期純利益」は、機構法第39条第1項の規定に基づき、「一般勘定積立金」として計上し、管理勘定の「当期純利益」は、機構法附則第13条第8項の規定に基づき、「管理勘定利益積立金」として計上しております。

3. 一般勘定貸、管理勘定借

機構法附則第13条第4項の規定に基づき、一般勘定と管理勘定との間において融通している資金の額であります。

4. 地方公共団体健全化基金一般勘定借、地方公共団体健全化基金管理勘定貸

「地方公共団体健全化基金」として受け入れた現金を、機構法附則第9条第12項の規定に基づき、一般勘定から管理勘定へ融通している額であります。

勘定別情報（損益計算書関係）  
（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）

（単位：百万円）

科 目	一般勘定	管理勘定	相殺等	機 構
経常収益	83,092	456,669	△ 27,957	511,805
資金運用収益	70,563	441,078		511,641
役務取引等収益	128			128
その他経常収益	31	3		34
管理勘定事務受託費	930		△ 930	
地方公共団体健全化基金受取利息	11,438		△ 11,438	
一般勘定貸受取利息		635	△ 635	
地方公共団体健全化基金一般勘定繰入金		14,952	△ 14,952	
経常費用	67,560	242,146	△ 27,957	281,749
資金調達費用	46,922	227,397		274,320
役務取引等費用	43	231		275
その他業務費用	2,503	2,035		4,539
営業経費	2,272	113		2,385
その他経常費用	229			229
地方公共団体健全化基金組入額	216			216
その他の経常費用	12			12
管理勘定借支払利息	635		△ 635	
地方公共団体健全化基金管理勘定繰出金	14,952		△ 14,952	
一般勘定事務委託費		930	△ 930	
地方公共団体健全化基金支払利息		11,438	△ 11,438	
経常利益	15,532	214,523		230,055
特別利益	220,000	232,601	△ 220,000	232,601
管理勘定繰入金	220,000		△ 220,000	
公庫債権金利変動準備金取崩額		220,000		220,000
利差補てん積立金取崩額		12,601		12,601
特別損失	220,000	441,024	△ 220,000	441,024
金利変動準備金繰入額	220,000			220,000
公庫債権金利変動準備金繰入額		221,024		221,024
一般勘定繰出金		220,000	△ 220,000	
当期純利益	15,532	6,100		21,632

## ⑤【附属明細表】

当事業年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）

### 1【有形固定資産等明細書】

（単位：百万円）

資産の種類	当期首 残高	当期 増加額	当期 減少額	当期末 残高	当期末減価 償却累計額 又は 償却累計額	当期 償却額	差引当期末 残高
有形固定資産							
建物	568	95	10	652	149	43	502
土地	2,403	-	408	1,994	-	-	1,994
その他の有形固定資産	140	36	74	102	37	25	65
有形固定資産計	3,111	131	493	2,750	186	68	2,563
無形固定資産							
ソフトウェア	1,332	118	74	1,376	776	274	600
その他の無形固定資産	0	-	-	0	-	-	0
無形固定資産計	1,332	118	74	1,376	776	274	600

### 2【地方公共団体金融機構債券等明細書】

（単位：百万円）

銘 柄	発行年月日	当期首 残高	当期末 残高	利率(%)	償還 期限
政府保証債（国内債） 第1回～第34回地方公共団体金融機構債券	平成21年6月15日 ～平成24年3月14日	1,330,908	1,841,660	0.9 ～1.5	10年
政府保証債（国内債） 6年第1回～第4回地方公共団体金融機構債券	平成23年9月27日 ～平成24年3月26日	-	199,964	0.4	6年
政府保証債（外債） 第1回グローバル・ドル地方公共団体金融機構債券	平成23年1月13日	83,170	83,170 [1,000百万米ドル]	4.0	10年
非政府保証公募債 5年第1回～第8回地方公共団体金融機構債券	平成22年5月25日 ～平成24年2月20日	90,000	170,000	0.384 ～0.639	5年
非政府保証公募債 第1回～第34回地方公共団体金融機構債券	平成21年6月18日 ～平成24年3月19日	605,000	1,005,000	0.976 ～1.648	10年
非政府保証公募債 20年第1回～第20回地方公共団体金融機構 債券	平成21年6月25日 ～平成24年1月26日	355,000	525,000	1.752 ～2.266	20年
非政府保証公募債 F1回～F52、54～109回地方公共団体金 融機構債券	平成21年7月22日 ～平成24年3月28日	461,000	754,500	0.185 ～2.334	3年 ～30年
非政府保証公募債 F53回地方公共団体金融機構債券（変動利付）	平成23年2月1日	15,000	15,000	変動	9年



銘 柄	発行年月日	当期首 残高	当期末 残高	利率(%)	償還 期限
非政府保証債（外債） 第2、3、7、14～16、19、28回地方公 共同体金融機構債券	平成24年1月12日 ～平成24年3月13日	-	17,795 [227百万米ドル]	1.84 ～2.40	5年 ～7年
非政府保証債（外債） 第1、4～6、8～13、17、18、20～2 7回地方公共同体金融機構債券	平成24年1月17日 ～平成24年3月13日	-	50,608 [591百万米ドル] [40百万NZドル] [20百万豪ドル]	変動	5年
縁故債 A号第1回～第26回地方公共同体金融機構債券	平成21年7月31日 ～平成24年3月19日	680,000	980,000	0.99 ～1.53	10年
地方公共同体金融機構債券小計	-	3,620,078	5,642,699	-	-
政府保証債（国内債） 4年第1回地方公営企業等金融機構債券	平成21年2月27日	299,917	299,962 (300,000)	0.7	4年
政府保証債（国内債） 第1回～第8回地方公営企業等金融機構債券	平成20年10月16日 ～平成21年5月25日	560,362	560,636	1.3 ～1.6	10年
非政府保証公募債 5年第1回地方公営企業等金融機構債券	平成21年2月24日	29,994	29,996	1.01	5年
非政府保証公募債 第1回～第4回地方公営企業等金融機構債券	平成20年11月25日 ～平成21年5月28日	139,962	139,967	1.59 ～1.77	10年
非政府保証公募債 20年第1回～第2回地方公営企業等金融機構債券	平成21年1月26日 ～平成21年4月30日	84,946	84,949	2.07 ～2.29	20年
縁故債 A号第1回～第2回地方公営企業等金融機構債券	平成21年4月30日 ～平成21年5月26日	120,000	120,000	1.69 ～1.73	10年
地方公営企業等金融機構債券小計	-	1,235,183	1,235,513 (300,000)	-	-
政府保証債（国内債） 第801回～第886回公営企業債券	平成13年4月26日 ～平成20年6月19日	7,556,867	6,018,749 (1,108,390)	0.5 ～2.0	10年
政府保証債（国内債） 15年第1回～第5回公営企業債券	平成17年6月22日 ～平成19年7月18日	184,659	184,682	1.6 ～2.2	15年
政府保証債（外債） 第4回ユーロ・スターリングポンド ～第5回グローバル・円公営企業債券	平成11年8月9日 ～平成20年6月25日	923,913	723,848 [2,200百万米ドル] [900百万ユーロ] [150百万英ポンド]	1.350 ～5.75	10年 ～20年
非政府保証公募債 5年第1回公営企業債券	平成20年2月29日	129,976	129,989 (130,000)	1.14	5年
非政府保証公募債 第1回～第30回公営企業債券	平成13年12月26日 ～平成20年6月16日	1,279,829	1,179,870 (250,000)	0.64 ～2.07	10年
非政府保証公募債 20年第1回～第25回公営企業債券	平成14年7月30日 ～平成20年6月16日	569,636	569,661	1.03 ～2.58	20年
非政府保証公募債 30年第1回～第10回公営企業債券	平成16年1月29日 ～平成18年9月20日	189,855	189,861	2.39 ～2.95	30年

銘 柄	発行年月日	当期首 残高	当期末 残高	利率(%)	償還 期限
非政府保証公募債 変動利付第1回公営企業債券	平成14年10月31日	20,000	20,000	変動	15年
非政府保証公募債 物価連動第1回～第2回公営企業債券	平成17年3月2日 ～平成17年7月19日	40,000	40,000	0.45 ～0.47	10年
非政府保証公募債 定時償還第1回～第3回公営企業債券	平成15年2月14日 ～平成16年6月9日	43,490	41,320 (2,170)	1.39 ～2.01	28年
非政府保証公募債 変動利付(CMS型)第1回公営企業債券	平成18年9月13日	20,000	20,000	変動	10年
縁故債 い号第58回～特別第1号第31回公営企業債券	平成13年7月31日 ～平成20年7月31日	2,513,700	2,180,500 (240,000)	0.67 ～2.18	10年
公営企業債券小計	-	13,471,927	11,298,483 (1,730,560)	-	-
合 計	-	18,327,190	18,176,696 (2,030,560)	-	-

(注) 1. 機構法第40条第2項の規定に基づき、機構の総資産を地方公共団体金融機構債券等18,176,696百万円の一般担保に供しております。

2. 「政府保証債(外債)第1回グローバル・ドル地方公共団体金融機構債券」、「非政府保証債(外債)第2、3、7、14～16、19、28回地方公共団体金融機構債券」、「非政府保証債(外債)第1、4～6、8～13、17、18、20～27回地方公共団体金融機構債券」及び「政府保証債(外債)第4回ユーロ・スターリングポンド～第5回グローバル・円公営企業債券」の「当期末残高」欄の[ ]は外貨建による金額であります。

3. 「当期末残高」欄の(内書)は1年以内償還予定の金額であります。

### 3【借入金等明細書】

(単位:百万円)

区 分	当期首残高	当期末残高	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	-	-	-	-
1年以内に返済予定の長期借入金	-	-	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	-	30,000	0.69	平成31年3月26日
その他の有利子負債	-	-	-	-
合 計	-	30,000	-	-

### 4【引当金明細書】

(単位:百万円)

区 分	当期首残高	当期増加額	当期減少額 (目的使用)	当期減少額 (その他)	当期末残高
賞与引当金	41	47	41	-	47
役員賞与引当金	6	6	6	-	6
退職給付引当金	195	9	47	9	146
役員退職慰労引当金	27	4	5	1	23

## 5 【金利変動準備金等明細書】

(単位：百万円)

区 分	当期首 残高	当期増加額		当期減少額		差引当期末残高
			うち 繰入額等		うち 繰出額	
金利変動準備金	660,000	220,000	220,000	-		880,000
公庫債権金利変動準備金	3,136,532	221,024	221,024	220,000	220,000	3,137,557
合 計	3,796,532	441,024	441,024	220,000	220,000	4,017,557

## 6 【地方公共団体健全化基金明細書】

(単位：百万円)

区 分	当期首残高	当期増加額		当期減少額		当期末残高
		積立額	組入額	取崩額	その他	
基本地方公共団体健全化基金	908,104	3,830	-	-	-	911,935
組入地方公共団体健全化基金	7,719	-	216	-	-	7,936
合 計	915,823	3,830	216	-	-	919,871

- (注) 1. 「基本地方公共団体健全化基金」の「当期増加額」の「積立額」は、全額が機構法第46条第1項に規定する納付金の機構法第46条第2項に基づく受入額であります。
2. 「組入地方公共団体健全化基金」の「当期増加額」の「組入額」は、機構法第46条第5項の規定に基づき、地方公共団体健全化基金に組み入れた額であります。

## (2) 【決算報告書】

貸借対照表（平成24年3月31日現在）

（単位：百万円）

区 分	予 算 額	決 算 額	差 額	備 考
貸 付 金	22,484,016	22,387,411	△96,605	(注1)
有価証券及び現金預け金	717,679	935,237	217,558	(注2)
そ の 他 資 産	15,451	14,894	△557	
有形固定資産及び無形固定資産	3,883	3,163	△720	
資 産 合 計	23,221,029	23,340,707	119,678	
債 券	18,081,471	18,176,696	95,225	(注3)
借 入 金	-	30,000	30,000	(注4)
そ の 他 負 債	13,732	15,373	1,641	} (注5)
賞 与 引 当 金	-	47	47	
役 員 賞 与 引 当 金	-	6	6	
退 職 給 付 引 当 金	-	146	146	
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	-	23	23	
地方公共団体健全化基金	922,810	919,871	△2,939	} (注6)
基本地方公共団体健全化基金	913,944	911,935	△2,009	
組入地方公共団体健全化基金	8,865	7,936	△929	
特別法上の準備金等	4,090,486	4,104,844	14,358	
金利変動準備金	880,000	880,000	-	
公庫債権金利変動準備金	3,123,578	3,137,557	13,979	(注7)
利差補てん積立金	86,908	87,287	379	
負 債 合 計	23,108,498	23,247,010	138,512	
地方公共団体出資金	16,602	16,602	-	
利 益 剰 余 金	33,106	29,393	△3,713	} (注8)
一 般 勘 定 積 立 金	33,106	29,393	△3,713	
評 価 ・ 換 算 差 額 等	-	△5,964	△5,964	
繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	-	△5,964	△5,964	(注9)
管 理 勘 定 利 益 積 立 金	62,824	53,666	△9,158	(注10)
純 資 産 合 計	112,531	93,696	△18,835	
負 債 ・ 純 資 産 合 計	23,221,029	23,340,707	119,678	

(注1) 繰上償還額が予定を上回ったこと及び貸付額が予定を下回ったこと等による減

(注2) 債券発行額を増額したこと等による増

(注3) 今後の資金需要を踏まえ資金調達を増やしたことによる増

(注4) 予算では借入金を計上していなかったことによる増

(注5) 予算ではその他負債に計上したため

(注6) 納付金が予定を下回ったこと等による減

(注7) 金利が想定を下回り借換益が予定を上回ったこと等による増

(注8) 金利が想定を下回り当期純利益が予定を下回ったことによる減

(注9) 予算では金利スワップに係る時価評価額を計上していなかったことによる減

(注10) 金利が想定を下回り当期純利益が予定を下回ったことによる減

損益計算書（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）

（単位：百万円）

区 分	予 算 額	決 算 額	差 額	備 考
経 常 収 益	521,673	511,805	△9,868	
資 金 運 用 収 益	521,444	511,225	△10,219	
貸 付 金 利 息	520,590	508,423	△12,167	(注1)
有価証券利息及び預け金利息	854	1,090	236	
金利スワップ受入利息	-	1,711	1,711	(注2)
そ の 他 の 受 入 利 息	73	416	343	
役 務 取 引 等 収 益	128	128	0	
そ の 他 経 常 収 益	28	34	6	
経 常 費 用	292,691	281,749	△10,942	
資 金 調 達 費 用	283,507	274,320	△9,187	
債 券 利 息	283,251	273,810	△9,441	(注3)
借 入 金 利 息	-	2	2	
金利スワップ支払利息	256	506	250	
役 務 取 引 等 費 用	277	275	△2	
そ の 他 業 務 費 用	5,014	4,539	△475	
営 業 経 費	2,762	2,385	△377	
人 件 費	( 874)	( 803)	( △71)	
業 務 費	( 1,200)	( 912)	( △288)	
そ の 他 の 営 業 経 費	( 688)	( 669)	( △19)	
そ の 他 経 常 費 用	1,131	229	△902	
地方公共団体健全化基金組入額	1,131	216	△915	
そ の 他 の 経 常 費 用	-	12	12	
経 常 利 益	228,982	230,055	1,073	
特 別 利 益	232,975	232,601	△374	
公庫債権金利変動準備金取崩額	220,000	220,000	-	
利差補てん積立金取崩額	12,975	12,601	△374	
特 別 損 失	428,402	441,024	12,622	
金利変動準備金繰入額	220,000	220,000	-	
公庫債権金利変動準備金繰入額	208,402	221,024	12,622	(注4)
当 期 純 利 益	33,556	21,632	△11,924	

(注1) 金利が想定を下回ったこと等による減

(注2) 予算では金利スワップ受入利息を計上していなかったことによる増

(注3) 金利が想定を下回ったこと等による減

(注4) 金利が想定を下回り借換益が予定を上回ったこと等による増

### (3) 【主な資産及び負債の内容】

当事業年度末（平成 24 年 3 月 31 日現在）の主な資産及び負債の内容は、次のとおりであります。

#### ①資産の部

現金預け金 銀行への預け金 172,249 百万円その他であります。

その他資産 未収収益 14,570 百万円（貸付金利息 14,491 百万円その他）、その他の資産 324 百万円（差入保証金 104 百万円その他）であります。

#### ②負債の部

その他負債 未払費用 15,174 百万円（債券利息 15,172 百万円その他）、その他の負債 188 百万円（未払金 157 百万円、リース債務 29 百万円その他）その他であります。

### (4) 【その他】

該当ありません。

## 第 6 【機構の参考情報】

機構のホームページにおいて、業務内容・実績、財務状況、投資家への情報等を公開しております。

（アドレス：<http://www.jfm.go.jp/>）

# 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成24年5月18日

地方公共団体金融機構  
理事長 渡邊雄司 殿

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	加藤 暢一	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	樋澤 克彦	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	荒張 健	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	秋山 修一郎	印

### <財務諸表監査>

当監査法人は、地方公共団体金融機構法（以下「法」という。）第37条第1項の規定に基づき、地方公共団体金融機構（以下「機構」という。）の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第4期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細書について監査を行った。

### 財務諸表に対する理事長の責任

理事長の責任は、機構関係法令（法及び法に基づく命令その他関係法令をいう。以下同じ。）及び一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために理事長が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 会計監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、理事長が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事長によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、機構関係法令及び一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して、機構の平成24年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<法第37条第1項が要求する決算報告書に対する意見>

当監査法人は、法第37条第1項の規定に基づき、機構の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第4期事業年度の決算報告書について監査を行った。

決算報告書に対する理事長の責任

理事長の責任は、予算の区分に従って決算の状況を正しく示す決算報告書を作成することにある。

会計監査人の責任

当監査法人の責任は、決算報告書が予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているかについて意見を表明することにある。

法第37条第1項が要求する決算報告書に対する監査意見

当監査法人は、決算報告書が、理事長による予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令第29条の規定に基づく監査証明を行うため、機構の平成24年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する理事長の責任

理事長の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

会計監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について理事長が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、機構が平成24年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

機構と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は機構が別途保管しております。
2. 第5【経理の状況】に掲げられている財務諸表は、独立監査人の監査を受けた財務諸表について、機構において前事業年度の財務諸表を併せて掲げるために加工したものであります。